

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 6 議案第1号 平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 7 議案第2号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第3号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第4号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第5号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第6号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第7号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第8号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第9号 糸井・矢田部地内客土工事委託変更契約の締結について
町長施政方針
- 15 議案第10号 町道路線の認定について
- 16 議案第11号 職員の勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第12号 太子町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 18 議案第13号 太子町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 19 議案第14号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第17号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第18号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 24 議案第19号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県
市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 25 議案第20号 播磨中央広域行政協議会の廃止について
- 26 議案第21号 平成21年度兵庫県太子町一般会計予算
- 27 議案第22号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 28 議案第23号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 29 議案第24号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 30 議案第25号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 31 議案第26号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 32 議案第27号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 33 議案第28号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 34 議案第29号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 6 議案第1号 平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 7 議案第2号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第3号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第4号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第5号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第6号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第7号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第8号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第9号 糸井・矢田部地内客土工事委託変更契約の締結について
町長施政方針
- 15 議案第10号 町道路線の認定について
- 16 議案第11号 職員の勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第12号 太子町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 18 議案第13号 太子町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 19 議案第14号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第17号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第18号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 24 議案第19号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県
市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 25 議案第20号 播磨中央広域行政協議会の廃止について
- 26 議案第21号 平成21年度兵庫県太子町一般会計予算
- 27 議案第22号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 28 議案第23号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 29 議案第24号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 30 議案第25号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 31 議案第26号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 32 議案第27号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 33 議案第28号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 34 議案第29号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計予算

追加日程第1 決議案第1号 花畑奈知子議員に対する議員辞職勧告決議

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子

7番 中 井 政 喜
9番 花 畑 奈知子
11番 熊 谷 直 行
13番 村 田 興 亞
15番 橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 山 本 修 三
書 記 肥 塚 馨

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 圓 尾 哲 一
生活福祉部長 丸 尾 満
財 政 課 長 香 田 大 然

8番 嶋 澤 達 也
10番 佐 野 芳 彦
12番 上 田 富 夫
14番 桜 井 公 晴
16番 北 川 嘉 明

書 記 木 村 和 義
書 記 西 田 美智子

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 佐々木 正 人
教 育 次 長 塚 原 二 良
監 査 委 員 森 川 勝

議長あいさつ

○議長（北川嘉明） 開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

寒さの中にも早春の吐息が感じられる季節となつてまいりましたが、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成21年第1回太子町議会定例会（第416回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

今期定例会では、平成21年度本町行政の根幹となる当初予算を初め、補正予算、条例の改正、組合規約の変更など、多数の重要案件を長期にわたりご審議いただくことになっております。

さて、本町においては、第4次新行政改革大綱を策定し、住民福祉の向上に向け新たな対策を講じられているところでありますが、議会としましても、住民が希望を持って安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、これまで以上に住民ニーズの的確な把握に努めるとともに、施策提言機能やチェック機能の充実に取り組むなど、3万4,000町民の負託にこたえてまいる所存であります。

平成21年度の町政運営の方針につきまして、後ほど町長から説明がございまして、会期中には新年度予算審査のための一般会計予

算特別委員会の設置も予定されているところであります。

議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつとします。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 皆さん、おはようございます。

平成21年第1回太子町議会定例会（第416回町議会）が開会されるに当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

幾らか寒さも緩み始めましたが、議員各位におかれましては、公私ともご多忙のところご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、先般の揖籠衛生事務組合の贈収賄事件につきましては、町民、議員の皆様を初め、関係の皆様にご多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを深くおわびを申し上げます。

今後は、たつの市と連携し、このようなことが二度と起こらないように、原因究明と管理体制の強化を徹底し、皆様の信頼を取り戻せるよう対策を講じる所存でございます。

今期定例会におきましては、予算案件として平成20年度補正予算案 8 件、平成21年度当初予算案 9 件、そのほか規約案件 1 件、条例案件 8 件、その他の案件 3 件の計29件の議案と 1 件の報告を提出させていただいており、ご審議をお願い申し上げるものであります。

提出させていただきました各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~

(開会 午前 9 時59分)

○議長(北川嘉明) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第 1 回太子町議会定例会(第416回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(北川嘉明) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、服部千秋議員、長谷川原司議員を指名します。

~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長(北川嘉明) 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月27日までの30日間にしたいと思います。ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月27日までの30日間に決定しました。

~~~~~

日程第 3 諸般の報告

○議長(北川嘉明) 日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案29件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 の規定に基づき、平成20年度11月分及び12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には本日の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。また、このうち富岡慎一経済建設部長には本日の会議に出席要求をいたしておりましたが、葬儀のため本日の会議を欠席したい旨の届けがありましたのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長(北川嘉明) 日程第 4、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告です。

各常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が11月13日及び 1 月 8 日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が 1 月14日及び 2 月 9 日の委員会開催分、経済建設常任委員会が 1 月13日及び 2 月

10日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第1号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について

○議長（北川嘉明） 日程第5、報告第1号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について報告の内容を求めます。

教育長。

○教育長（圓尾哲一） おはようございます。

報告をさせていただきます。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について。

経緯。平成18年12月、教育基本法の改正及び平成19年3月に中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われました。新たに、法律第27条教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等が規定されました。この規定により、平成20年4月から、すべての教育委員会は毎年、権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するものとする。そういうことが義務づけられ、このことに伴い、本日そこに資料をつけ報告いたしております。19年度ですので、この分については試行で、20年度の分については本格実施ということになっております。

以上、報告終わります。

○議長（北川嘉明） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第1号を終わります。

お諮りします。

本日の日程第6、議案第1号から日程第34、議案第29号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第1号 平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（北川嘉明） 日程第6、議案第1号平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第1号平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,311万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億8,572万9,000円とするものであります。

歳入予算については、町税、自動車取得税交付金、地方交付税、国庫支出金、財産収入、諸収入の追加と、地方消費税交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、民生費、消防費の追加と、衛生費、農林水産業費、土木費、教育費、公債費の減額であります。

次に、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用できる経費を7事業設定いたしております。

また、債務負担行為の補正については、1事業の追加と1事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第1号平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

28ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7電子計算機費につきましては、システム保守委託料等の決算見込みによる減でございます。

30ページをお願いいたします。

目22定額給付金給付費につきましては、国の2次補正によるものでして、新たに目を設定いたしております。総額5億4,304万7,000円を見込んでおります。翌年度にわたっての実施となる見込みであるため、5ページにて繰越明許費にて計上いたしております。

32ページをお願いいたします。

項4選挙費、目4農業委員会選挙費につきましては、事業費の確定によるものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費及び34ページの目2老人福祉費につきましては、主に健康保険、介護保険特別会計繰出金の追加によるものでございます。

目6障害者福祉費につきましては、主に扶助費の決算見込みによる減額でございます。

36ページをお願いいたします。

目9保健福祉会館管理費につきましては、会館内の主に老人福祉センター、介護サービスでの浴室給湯及び館内空調システムの老朽化に伴う修繕料であります。国の2次補正予算の中、生活対策臨時交付金対象事業として申請しておりまして、今補正予算に計上

し、先ほどの定額給付金と同様、繰越明許費に計上いたしております。

項2児童福祉費、目2保育所費及び目3保育所運営費につきましては、入所児童の年齢区分の異動等に伴うパート職員賃金及び運営費の減額でございます。

38ページをお願いいたします。

目14子育て応援特別手当給付事業費につきましては、小学校就学前3カ年の第2子以降の第1子当たりにつき3万6,000円の子育て応援特別手当を支給するもので、665世帯730名を見込んでおります。国の2次補正に伴うものでございまして、これも繰越明許費に計上いたしております。

42ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費のうち糸井・矢田部地内客土工事委託料につきましては、今年度の事業費確定見込みによるものでございます。この事業は平成21年度までの2カ年にわたるものでございまして、排土処分費を含めた工事を実施することになりまして、7ページの債務負担行為補正におきまして限度額の変更をいたしております。

44ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目2下水道事業費につきましては、下水道・前処理場事業特別会計繰出金の減でございます。

46ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料につきましては、主に龍田、斑鳩小学校の耐震診断等委託料の追加によるものですが、国の2次補正予算の中の生活対策臨時交付金対象事業として今補正予算に計上するものでございます。これも定額給付金と同様、繰越明許費に計上いたしております。引き続き、節15工事請負費につきましては、学童保育を普通教室に転用して教室不足を解消する計画でありましたが、今般の補正予算におきまして平成25年度までの債務負担行為を設定して、仮設プレハブ教室によりリース対応とすることにいたしました。従前の

会議室、作法室への復旧費用を差し引いた金額を減額補正するものでございます。

48ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費につきましては、主に太田幼稚園遊戯室屋根補修工事の事業費確定による減でございます。

50ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目2公民館費、節13委託料のうち中央公民館耐震診断・評定委託料追加分につきましては、国の2次補正予算の中の生活対策臨時交付金対象事業として今補正予算に計上するもので、先ほど申し上げました小学校耐震診断委託料と同様、繰越明許費に計上いたしております。

続きまして、52ページから55ページにわたっての項6保健体育費、目4給食センター費、節13委託料、給食センター改築工事基本設計・実施設計委託料及び給食センター改築用地測量・地質調査委託料の減額につきましては、現状の財政状況を踏まえ、事業計画の見直しを行い、委託料を減額するものでございます。また、電気配線調査委託料の追加につきましては、現施設の電気設備の配線ルート等を調査し、ふぐあいの発生時に短時間で不良箇所の特定制を行い、早期復旧できるようにするため予算計上いたしましたものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

歳入の説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1町税につきましては、町税の決算見込みによる増でございます。

款6地方消費税交付金、款8自動車取得税交付金、款10地方交付税につきましても、それぞれ決算見込みによるものでございます。

14ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目2農林水産業費負担金のうち糸井・矢田部地内客土工事原因者負担金につきましては、歳出でも申し上げましたとおり、今年度の事業費確定見込みによるものでございます。

16ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金のうち子育て応援特別手当給付事業費補助金の追加につきましては、国の2次補正によるものでございます。

18ページをお願いいたします。

目7総務費国庫補助金、節1総務費補助金につきましては、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金が国の1次補正に伴うもので、以下地域活性化・生活対策臨時交付金、定額給付金給付事業費補助金及び定額給付金給付事務費補助金につきましては、国の2次補正に伴う国庫補助でございます。

20ページ、23ページにかけましての款15県支出金につきましては、それぞれ決算見込みによる増減でございます。

24ページをお願いいたします。

款16財産収入、項1財産運用収入、目3不動産売却収入につきましては、町有地を2カ所売却した際の売却収入でございます。

款17繰入金、項1特別会計繰入金につきましては、墓園事業特別会計と老人保健特別会計の補正予算に係るものでございます。

項2基金繰入金においては、財政調整基金繰入金を1億7,982万2,000円減額いたしております。

以上で歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

次の6ページにわたりまして、翌年度に予算を繰り越して事業を行う繰越明許費の一覧を列挙させていただいております。7事業のうち土木費の揖保線道路整備事業以外は国の2次補正による対象事業でございます。

次に、7ページ、8ページにおきまして、債務負担行為補正として1事業の追加と1事業の限度額変更を上げさせていただいております。

以上で平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

す。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第7 議案第2号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（北川嘉明） 日程第7、議案第2号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第2号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,639万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億3,375万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金、財産収入、繰入金、諸収入の追加と、分担金及び負担金、広域連合支出金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費、保険給付費、共同事業拠出金、基金積立金の追加と、保健事業費の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第2号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出では、12月定例会で可決いただきました平成20年4

月1日から、70歳から74歳の高齢者医療についての自己負担額を2割から1割に1年間凍結している措置をさらに1年間延長することによる費用についての追加、また医療費の増加に伴う保険給付費の追加並びに決算見込みによる補正等でございます。

一方、歳入では、歳出補正に伴い補正するもので、歳入不足をその他一般会計繰入金で財源調整をいたしております。

歳出からご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、血圧計の修理に7万9,000円を追加し、高齢者受給者証の印刷業務等委託料については当初委託予定でありましたが、職員対応としたことにより25万円を減額し、また12月定例会において平成20年4月1日から、70歳から74歳の高齢者医療についての自己負担額を2割から1割に1年間凍結している措置をさらに1年間延長することによる費用の補正を可決いただいたところですが、新たに国保被保険者となる社保等の被扶養者の75歳到達月の高額療養費限度額の見直しに係るシステム改修費用及び特別徴収から普通徴収への切りかえに伴うシステム改修費用として262万円を追加いたしております。

次に、款2保険給付費でございますが、9月診療分の秋口以降冬場にかけて医療費の伸びが顕著であり、昨年度の医療費の伸び率を勘案し今後の支出見込みをしました結果、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費を6,483万3,000円、目2退職被保険者等療養給付費を3,125万7,000円追加し、また項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費を1,202万7,000円、目2退職被保険者等高額療養費を795万3,000円を追加するものであります。

また、項1療養諸費、目5審査支払手数料についてですが、秋口以降冬場にかけてレセプトの枚数が大きく増加しており、今後の支出見込み額を算出した結果19万1,000円

追加いたしております。

14ページをお願いします。

款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費拠出金及び目 2 保険財政共同安定化事業拠出金については、2 月 6 日付で拠出金決定通知があり、平成20年度拠出金の確定により、それぞれ425万5,000円、1,342万8,000円を追加いたしております。

款 8 保健事業費、項 2 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費については、決算見込みにより全体で1,009万2,000円を減額いたしております。内容としましては、当初特定健診会場での健診補助員として雇い上げを考えておりましたが、全面的な健診委託先での調達により安価であるため、委託料の 1 人当たりの単価契約としたため、労働災害保険料、雇い上げ賃金を全額減額し、また健診当日、問診票等を入れるクリアホルダーを購入予定でありましたが、国保レセプトの電算化により不用となったクリアホルダーを利用することとしたため消耗品費を20万円減額し、また国保加入の全世帯に対し健診案内のチラシを配布する予定でございましたが、より P R 効果がある全戸回覧による手法に変更しコピー対応としたため印刷製本費を20万円減額しております。また、当初、特定健診受診券についても同様に、国保加入の全世帯に郵送する予定でございましたが、申込者のみに郵送する手法に変更し、P R 等については全戸回覧による手法にて実施することにしたため通信運搬費60万円を減額いたしております。当初予算におきまして節に誤りのありました役務費の共同電算処理手数料を委託料の共同電算処理委託料に補正させていただいており、特定健診委託料につきましては、特定健診、特定保健指導に係る委託先医療機関、またたつの市・揖保郡医師会との交渉などにより決定した契約単価の決定及び実施予定人数の決算見込みにより750万円を減額いたしております。

款 9 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 財政調整基金積立金については、基金利子 8 万

9,000円を追加いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

款 2 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 特定健康診査費負担金については、集団健診の委託先である兵庫県厚生農業協同組合連合会との協議により、受診者の負担等を実際の現場で徴収する委託先が集計し、その健診委託料との差し引き金額を委託先に支払う方向に変更したため全額減額いたしております。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金については、一般被保険者療養給付費などの歳出予算を補正したことにより2,666万円を追加し、目 2 高額医療費共同事業負担金については2月の追加交付申請により118万8,000円を追加し、目 4 特定健康診査等負担金については12月交付申請により107万8,000円を減額いたしております。

項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金については、節 1 普通調整交付金で一般被保険者療養給付費などの歳出予算を補正したことにより548万9,000円を追加し、節 2 特別調整交付金で歳出の一般管理費で説明しました70歳から74歳の高齢者医療についての自己負担額を2割から1割に1年間凍結している措置をさらに1年間延長することによる費用の追加分262万円を追加いたしております。

款 5 療養給付費等交付金、項 1 療養給付費等交付金、目 1 療養給付費等交付金については、3,641万3,000円を追加いたしております。これは退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等高額療養費の追加によるものでございます。

8 ページをお願いいたします。

款 7 県支出金、項 1 県負担金、目 1 高額医療費共同事業負担金については、国庫の2月の追加交付申請に合わせ118万8,000円を追加し、目 2 特定健康診査等負担金については、12月交付申請により107万8,000円を減額し、項 2 県補助金、目 1 育成指導補助金についても同様に12月交付申請により209万円を減額しております。

また、目2 財政調整交付金については、財政調整交付金で一般被保険者療養給付費などの歳出予算を補正したことにより470万5,000円追加しております。

款8 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金については、国庫の2月の追加交付申請に合わせ187万9,000円を追加いたしております。

款9 広域連合支出金、項1 広域連合補助金、目1 保健事業補助金については、後期高齢者健康診査事業実施計画書により算出した43万6,000円を減額いたしております。

10ページをお願いいたします。

款10 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金については、基金利子8万8,000円を追加いたしております。

款11 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金については、1月変更交付申請により276万3,000円を減額し、節2 職員給与費等繰入金については、一般管理費の高齢者受給者に係る費用を除いた17万1,000円を減額いたしております。節5 その他一般会計繰入金については、歳入歳出予算補正の財源調整を行うため3,953万3,000円を追加いたしております。

款13 諸収入、項3 雑入、目3 退職被保険者等第三者納付金については、決算見込みによるものでございます。

以上で平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第8 議案第3号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（北川嘉明） 日程第8、議案第3号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第3号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,535万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億7,440万5,000円とするものであります。

歳入予算については、国庫支出金、県支出金、繰入金の追加と、介護サービス事業収入、支払基金交付金、財産収入、諸収入の減額であります。

歳出予算においては、総務費、基金積立金の追加と、介護サービス事業費の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第3号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、老人保健福祉計画・介護保険事業計画改定委託料の入札差金の減額と、平成20年度介護保険制度改正に伴うシステム改修費の追加と合わせて、節13 委託料として191万7,000円を追加いたしております。

款2 保険給付費、項1 介護諸費、目1 介護サービス費については、国庫、県費支払基金の交付申請額に合わせて負担部分を財源組み替えいたしております。

目2 予防サービス費、目3 高額介護サービス費、目4 特定入所者サービス費、目5 審査

支払手数料についても同様に負担部分を財源組み替えいたしております。

款 3 介護サービス事業費、項 1 介護サービス事業費、目 1 介護サービス事業費については、歳入にて計上してあります介護予防サービスプラン作成報酬減額に伴う負担部分を節 2 給料で財源組み替えし、介護予防ケアプラン作成業務委託料の決算見込みに合わせて減額し、平成20年度介護保険制度改正に伴う介護予防ケアプラン作成システム改修費の追加と合わせて、節13委託料として88万2,000円減額いたしております。

14ページをお願いいたします。

款 5 地域支援事業費、項 1 介護予防事業費、目 1 介護予防事業費については、歳入にて計上してあります介護予防事業個人負担金の減額分と国庫、県費支払基金の交付申請額に合わせて負担部分を財源組み替えいたしております。

項 2 包括的支援事業費、目 1 包括的支援事業費については、国庫、県費の補助対象額の増加による国庫、県費の交付申請額に合わせて負担部分を財源組み替えいたしております。

款 6 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金費については、準備金、預金利子決算見込み額に合わせ、節25積立金で 6 万3,000円減額いたしております。

目 2 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金については、平成21年度から予定されている介護報酬改定等に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための財政措置として介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付され、同交付金を管理運営する基金へ積み立てるため、節25積立金で1,438万2,000円追加いたしております。

6 ページをお願いいたします。

款 2 介護サービス事業収入、項 1 介護サービス事業収入、目 1 介護サービス事業収入については、介護サービスプラン作成人数が見込みを下回り、148万9,000円減額しております。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金については、交付申請額に合わせ負担部分を291万2,000円減額いたしております。

項 2 国庫補助金、目 2 地域支援事業交付金についても同様に 3 万4,000円減額いたしております。

目 3 事務費交付金については、歳出にて計上してあります介護保険システム改修委託料の内示額62万2,000円を追加いたしております。

目 4 介護従事者処遇改善臨時特例交付金については、歳出で説明しました交付金の内示額1,438万1,000円を追加いたしております。

款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金については、交付申請額に合わせて負担部分を1,880万3,000円減額いたしております。

8 ページをお願いいたします。

目 2 地域支援事業交付金についても同様に 6 万9,000円追加いたしております。

款 6 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金についても同様に291万3,000円追加いたしております。

項 2 県補助金、目 1 地域支援事業交付金についても同様に 1 万7,000円減額いたしております。

款 7 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金については、介護給付費準備基金預金利子を 6 万4,000円減額いたしております。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金については、先に説明いたしました国庫、県費支払基金の負担部分に増減があったこと、また介護保険システム改修費に係る繰り出しなどで、節 1 保険給付事業繰入金で2,030万3,000円追加し、介護サービス事業収入の減額による繰り出し部分として、節 2 介護サービス事業繰入金で60万7,000円追加し、合わせて2,091万円を追加いたしております。

10ページをお願いいたします。

款10諸収入、項3雑入、目1雑入については、介護予防事業の参加人数の減により22万2,000円減額いたしております。

以上で議案第3号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第4号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）

○議長（北川嘉明） 日程第9、議案第4号平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第4号平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,543万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,218万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金の追加であります。款国庫支出金、医療費負担金を1,249万8,000円、款県支出金、医療費負担金を293万3,000円、収入済額をもとにそれぞれ追加しております。

歳出予算としましては、繰出金の追加であります。款繰出金、一般会計繰出金を追加し、財源調整を行っております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わ

りました。

~~~~~

日程第10 議案第5号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（北川嘉明） 日程第10、議案第5号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第5号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正と繰越明許費の設定であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,650万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億4,206万円とするものであります。

歳入予算については、県支出金、広域連合支出金の追加と、保険料繰入金の減額であります。

歳出予算においては、総務費の追加と、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

次に、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用できる経費を1事業設定いたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第5号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

９ページをお願いいたします。

款１総務費、項２徴収費、目１賦課徴収費は、特別徴収と口座振替の完全選択制についてのダイレクトメール発送費用といたしまして、印刷製本費で４万５,０００円、通信運搬費で郵送料１０万円、計１４万５,０００円追加し、また当初予算において節に誤りのありました後期高齢者医療保険料処理委託料を役務費の後期高齢者医療保険料処理手数料に補正させていただいております。また、保険料の軽減などに関する制度改正に伴う後期高齢者医療システム改修委託料を２８０万４,０００円追加いたしております。

款２、項１、目１の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料の減額に伴う納付金分としまして４,２８３万２,０００円減額し、また交付決定通知などにより兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金を２４０万１,０００円、保険基盤安定繰入金納付金を４２１万６,０００円減額いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

款１保険料、項１後期高齢者医療保険料、目１後期高齢者医療保険料は、収納状況を勘案し決算見込みをしました結果、特別徴収で５,５６０万２,０００円の減額、普通徴収で１,２７７万円の追加、計４,２８３万２,０００円を減額いたしております。

次に、款３繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整により６６１万７,０００円を減額いたしております。

次に、款６県支出金、項１県補助金、目１円滑運営事業費補助金は、後期高齢者医療システム改修に関する補助金として２８０万４,０００円追加いたしております。

次に、款７広域連合支出金、項１広域連合交付金、目１円滑運営臨時特例交付金は、ダイレクトメール発送に関する交付金として１４万５,０００円追加いたしております。

最後に、第２表繰越明許費としまして、制度改正に伴う後期高齢者医療システム改修が次年度にまたがるため、先ほど申し上げまし

た後期高齢者医療システム改修委託料を２８０万４,０００円設定いたしております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第１１ 議案第６号 平成２０年度  
兵庫県太子町墓園事業特別  
会計補正予算（第２号）

○議長（北川嘉明） 日程第１１、議案第６号平成２０年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第６号平成２０年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第２号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６０３万円を減額し、歳入歳出予算の総額を１,８４９万１,０００円とするものであります。

歳入予算につきましては、款使用料及び手数料、墓園永代使用料を決算見込みにより６０３万円減額いたしております。

歳出予算としましては、款墓園事業費、一般会計繰出金を６０３万円減額するものでございます。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第１２ 議案第７号 平成２０年度
兵庫県太子町下水道事業特別
会計補正予算（第３号）

○議長（北川嘉明） 日程第12、議案第7号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第7号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,251万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億2,170万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金の追加と、繰入金、町債の減額であります。

歳出予算としましては、下水道費と公債費の減額であります。

次に、債務負担行為の補正として、平成20年度建設事業分の兵庫西流域下水汚泥処理委託事業建設負担金を追加いたしております。

また、地方債の補正については、2事業の限度額を歳入予算の補正にあわせて変更いたしております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第7号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

9ページの歳出をお願いいたします。

款1下水道費、目1一般管理費、節27公課費では、消費税申告の結果、19年実績により中間納付が必要となったため807万8,000円を

追加いたしております。同じく目2公共下水道事業費、節13委託料では、本年度での下水道工事に係る家屋調査がなかったため家屋事前調査委託料の減額、また雨水基本計画策定業務委託が姫路市との調整に手間取り、平成20年度に繰り越した結果、予定していた雨水の事業再評価業務委託ができなくなりまして、合わせまして1,019万円を減額いたしております。同じく節15工事請負費では、山田地区で下水道管布設工事を予定しておりましたが、下水道の受け入れ先の姫路市と協議した結果から平成21年度予算に計上することとしたため1,000万円を減額いたしております。同じく節22補償補填及び賠償金では、今年度での下水道工事に係る物件補償がなかったため物件補償費全額100万円を減額いたしております。

目3合併処理浄化槽整備費、節15工事請負費では、3件分の合併処理浄化槽設置工事を見込んでおりましたが、1件だけの整備となったため195万円を減額いたしております。

同じく目4流域下水道事業費、節19負担金補助及び交付金では、揖保川流域下水道建設負担金の事業費増に伴い1381万9,000円を追加いたしております。主な内容としまして、20年経過し劣化しているA系管理棟の空調設備の更新でございます。

款2公債費、目1元金、節23償還金利子及び割引料では、562万3,000円減額いたしております。内訳としまして、平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等に係る公営企業経営健全化計画についての国の承認を受け、高利率の起債の償還を認められたことによる、平成19年度及び平成20年度繰上償還に伴う借換債の減及び前処理場事業特別会計との調整減による562万3,000円を減額いたしております。

目2利子、節23償還金利子及び割引料では、2,564万8,000円を減額いたしております。内訳としまして、平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等に係る公営企業経営健全化計画についての国の承認を受け、高利率の

起債の償還を認められたことによる、平成19年度及び平成20年度繰上償還に伴う借換債の減、前処理場事業特別会計との調整減及び一時借入金利子の基金充当減により2,564万8,000円を減額いたしております。

次に、7ページの歳入をお願いいたします。

款6町債、目1下水道債につきましては、750万円を減額いたしております。内訳としまして、揖保川流域下水道建設事業費の増額に伴い流域下水道事業債の300万円追加、山田地区下水道管布設工事費等の減に伴う公共下水道事業債の1,050万円の減であり、合わせて750万円を減額いたしております。

款7国庫支出金、目1下水道費国庫補助金につきましては、115万5,000円追加いたしております。これは汚水の事業再評価業務委託に係る未普及解消下水道事業補助金確定による今回の追加でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正であります。これは兵庫県西流域下水汚泥処理委託事業の建設負担金で、平成20年度の建設事業分2,129万5,000円の限度額とする補正でございます。

続きまして、第3表地方債の補正であります。これは歳入予算の町債の補正にあわせて公共下水道事業債1,050万円の限度額の減額と、流域下水道事業債の300万円の限度額の追加でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第8号 平成20年度  
兵庫県太子町前処理場事業  
特別会計補正予算（第3号）

○議長（北川嘉明） 日程第13、議案第8号平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第8号平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正、債務負担行為の設定及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ148万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,608万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、町債の追加と繰入金金の減額であります。

歳出予算としましては、前処理場費と公債費の減額であります。

次に、債務負担行為として、平成20年度建設事業分の兵庫西流域下水汚泥処理委託事業建設負担金を設定いたしております。

また、地方債の補正については、1事業の限度額を歳入予算の補正にあわせて変更しております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第8号平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

9ページの歳出をお願いいたします。

款1前処理場費、目1前処理場管理費、節13委託料において126万円を減額いたしております。内容としまして、前処理場運転管理業務委託契約の減額でございます。

同じく目2流域下水道事業費、節19負担金補助及び交付金において38万9,000円を追加しております。下水道事業特別会計と案分し

た金額でございます。

続きまして、款 2 公債費、目 1 元金、節 23 償還金利子及び割引料において 78 万 3,000 円を追加いたしております。内訳としまして、平成 19 年度公的資金補償金免除繰上償還等に係る公営企業経営健全化計画において国の承認を受け、高利率の起債償還を認められたことによる、平成 19 年度及び平成 20 年度繰上償還に伴う借換債元金の減及び下水道事業特別会計との調整増により 78 万 3,000 円を追加いたしております。

続きまして、款 2 公債費、目 2 利子、節 23 償還金利子及び割引料において 140 万円を減額いたしております。内訳としまして、平成 19 年度公的資金補償金免除繰上償還等に係る公営企業経営健全化計画において国の承認を受け、高利率の起債償還を低利率に認められたことによる、平成 19 年度及び平成 20 年度繰上償還に伴う借換債利子の減及び下水道事業特別会計との調整減により 140 万円を減額いたしております。

次に、7 ページの歳入をお願いいたします。

款 2 繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、財源調整により 178 万 8,000 円減額となっております。

款 5 町債、目 1 下水道債において 30 万円追加しております。内訳としまして、揖保川流域下水道建設事業費の増額に伴い流域下水道事業債を 30 万円追加いたしております。

3 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為の補正であります。これは兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の建設負担金で、平成 20 年度建設事業分を 290 万 4,000 円の限度額とする補正でございます。

続きまして、第 3 表地方債の補正でございます。これは町債の補正にあわせて流域下水道事業債の 30 万円の限度額の追加でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わ

りました。

~~~~~

日程第 14 議案第 9 号 糸井・矢田部
地内客土工事委託変更契約
の締結について

○議長（北川嘉明） 日程第 14、議案第 9 号 糸井・矢田部地内客土工事委託変更契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第 9 号 糸井・矢田部地内客土工事委託変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成 20 年 9 月議会で議決をいただきました契約について変更が生じたため議決を求めるものでございます。

当初、株式会社東芝と締結した協定書の中に含まれていなかった排土処分費を組み入れることになり、兵庫県土地改良事業団体連合会と締結している工事委託契約を変更するものでございます。契約額は、当初契約額 3 億 5,141 万 6,000 円に 3 億 6,483 万 1,000 円を増額し、7 億 1,624 万 7,000 円とするものでございます。

なお、詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第 9 号 糸井・矢田部地内客土工事委託変更契約の締結について詳細説明を申し上げます。

平成 20 年度より糸井・矢田部地区において長年にわたる懸案事項である土壤汚染対策について、平成 20 年 8 月 20 日付で原因者である株式会社東芝と協定書を締結し、抜本的解決に向けた客土工事を実施しているところでございますが、当初株式会社東芝との締結した

協定書の中に排土処分費が含まれておりませんでした。その理由として、株式会社東芝は、排土処分については住民感情をかんがみ、太子町からすべて持ち出し、完全に耕作土として再利用できない状態にしたいとの考えから、株式会社東芝自身による排土処分を行う計画をしておりました。しかし、工事と排土処分は一連の流れであり、掘削し、はぎ取った排土を運搬、廃棄まで行うことが通常工事の形態である状況を踏まえ、また株式会社東芝内ではすべての費用を客土工事業として太子町に委託することがベターであると社内で判断され、当初協定書に含まれていなかった排土処分費を組み入れてほしいとの要望を受け、株式会社東芝及び兵庫県土地改良事業団体連合会と協議を行った結果、排土処分費を事業に含めたほうがより円滑に工事を進めていくことができると判断し、兵庫県土地改良事業団体連合会と変更を行うものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 町長施政方針

○議長（北川嘉明） 日程第15、議案第10号町道路線の認定についてであります。お諮りします。

ここで町長より平成21年度の施政方針の説明をお伺いしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。

それでは、町長より施政方針の説明をお願いします。

町長。

○町長（首藤正弘） どうも貴重な時間をいただきまして、施政方針を申し述べさせていただきますと思います。

議員各位には、地方自治を取り巻く環境が一段と厳しく変化する中、住民福祉の向上、

地域、社会づくりの推進など、町勢伸展に向けご精励を賜っておりますことに衷心より感謝を申し上げます。

平成21年第1回太子町議会定例会に当たり、太子町一般会計予算及び各特別会計予算並びに企業会計予算を初めとする諸議案のご審議をお願いするに際しまして、私の町政に対する基本的な考え方と主要な施策の概要について申し述べ、議員各位を初め町民の皆様のご理解とご支援を賜りたく存じます。

さて、現在我が国の経済は、米国に端を発した100年に一度と言われる経済不況のもと、国の平成20年度第2次補正予算が成立したことにより、景気後退下での家計への緊急支援と地域経済の活性化に資するため、本町においても定額給付金の年度内給付を開始すべく事務を進めているところでございます。

本町の財政状況は、歳入面においては税収や交付金関係の減少が見込まれる上、歳出面では扶助費、物件費の増嵩など、極めて厳しい状況が続いております。

このように町政を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、第4次太子町新行政改革大綱に基づき、さらなる徹底した行政改革を推進し、選択と集中による施策、事業の重点化に取り組み、太子町に生まれ、育ち、住んでいることをだれもが誇れる、元気で魅力的なまちづくりを町民の皆様と協働して着実に取り組んでいかなければなりません。

平成21年度の太子町予算の編成に当たりましては、歳入の的確な確保に努めるとともに、将来の財政負担、投資効果等を十分見きわめ、持続可能な健全財政の構築に向けて、前年度にも増して効果性、緊急性の観点から厳しい事務事業選択に取り組み、歳出の抑制と効率化に努めて編成いたしました。

それでは、主要施策の概要につきまして、太子町総合計画に掲げております町の将来像の政策課題に沿って申し述べたいと存じます。

第1項目は、健康でいきいきと暮らせるまちづくりについて申し上げます。

すべての住民が住みなれた地域の中で尊重され、毎日を健康で生きがいを持って暮らしていけるよう、保健・福祉・医療の連携を図り、人に優しいまちづくりに努めてまいります。

第1点、一人ひとりの健康づくりについて申し上げます。

健康づくりの支援であります。昨年度より40歳から74歳までの方に特定健康診査、特定保健指導の実施が各医療保険者に義務づけられ、国民健康保険の保険者として、太子町におきましてもメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び生活習慣病や脳血管疾患等を予防するための特定保健指導を実施しております。さらに、特定健診対象者以外の方にも、昨年に引き続き太子町総合健診として健診を実施してまいります。

また、介護予防が必要な高齢者に対しては、介護予防事業のいきいき教室において、運動教室、口腔機能教室や栄養改善教室を継続して開催することにより高齢者の健康づくりを支援してまいります。

さらに、平成21年度より新たに高齢者肺炎予防事業といたしまして、75歳以上の高齢者で心臓、呼吸器の慢性疾患等の基礎疾患がある方に対して予防接種をすることにより発症予防、重症化の防止を図ってまいります。

特に、母子保健医療サービスの充実についてでございますが、妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えるために妊婦健康診査費用の助成の拡大を図り、妊婦の経済的負担を軽減し、積極的な受診を促進いたします。

第2点、みんなで育む福祉サービスの充実について申し上げます。

在宅保健福祉サービスの充実につきましては、太子町障害者計画及び障害福祉計画をもとに、障害者自立支援事業を初め、重度心身障害者福祉年金支給事業、相談事業を継続して実施いたします。

平成21年度からは、安心見守りコール事業として、看護師等の専門スタッフが24時間休

制で待機する受信センターへ電話回線を利用した端末機を通していつでも相談でき、受信センターからも定期的に安否確認を実施し、緊急時は受信センターから消防署に救急搬送を要請することもできる事業を開始いたします。

相談事業につきましては、発達障害児が増えている現在、保育所、幼稚園の現場では個々の該当児童に対する保育や指導に専門家の意見を必要としており、心理療法士を各園に派遣し、情報提供や助言を行う発達障害児相談支援事業としまして、就学前児童の巡回相談を新たに実施いたします。

さらに、専門職員による障害者相談支援事業を新たに開始し、月に2回の相談日を開設いたします。

療育事業につきましては、心身障害児及びその疑いのある児童の自立と地域社会への参加を促進するため地域療育等支援事業を実施し、さらに西播磨児童デイサービス事業による質の高い療育を引き続き提供いたします。

児童福祉の充実につきましては、子育て支援事業として子育て学習センターを地域子育て支援の拠点施設として位置づけ、地域の団体等と連携を図り、家庭児童相談員が子供に関するさまざまな相談に応じることで保護者の育児不安を解消し、必要に応じた援助を行い、子供の福祉の増進を図ってまいります。

また、少子化の進行に伴い共働き家庭の増加や地域関係の希薄化などによる留守家庭の子育て不安を解消するため、平成21年度は太田小学校学童保育園を1教室増築し、学童保育事業を推進してまいります。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成20年度実施のアンケート調査の結果分析、前期行動計画の評価、聞き取り調査等を実施し、後期行動計画を策定いたします。

第2項目は、豊かな人間性と創造性を育むまちづくりであります。

私たちは時代の変化とともに心の豊かさを求めるようになり、さまざまな学習への参加やスポーツに親しむなど、余暇を有効に過ご

し、人生を楽しみたいという意識が高まっております。学習の機会の提供や、歴史や伝統を大切にされた地域文化の創造並びにスポーツの普及に努めてまいります。

また、将来を担う子供たちが社会の変化に柔軟に対応できるよう、総合学習なども活用しながら、主体性や創造性の育成に努め、自律心と思考力、判断力を身につける教育を進めてまいります。

第1点、たくましい「たいしっ子」の育成について申し上げます。

学校教育の充実につきましては、悩みを抱える子供たちや保護者、教員が適切なアドバイスを受けられるよう、スクールカウンセラーとして臨床心理士を引き続き配置いたします。

また、スクールアシスタントにつきましても、小学校3校、斑鳩、太田、石海に引き続き配置し、発達障害などにより行動面の不安定な児童への対応や、その児童の在籍する学級に対し実態に応じた効果的な指導、支援を行います。

さらに、さまざまな理由で教室での授業に入れない生徒に対して別室での学習をサポートする別室少人数指導員を各中学校に1名配置いたします。

子供たちが自然や地域の中での集団活動を通して、心身の調和のとれた、発達と個性の伸長を図り、豊かな感性と思いやりの心を育てることを目的として推進しております自然学校推進事業に加え、自然に対する畏敬の念、命の大切さ、命のつながり等を実感し、美しさに感動する豊かな心をはぐくむため、自然に触れ合う体験型環境学習を平成21年度はすべての小学校において実施いたします。

新学習指導要領や入試改革の方向も、言語を現実的に使用することを念頭に置いた実践的コミュニケーション能力の育成に一層の重点を置いたものになっています。

平成21年度は、新たに小学校の外国語活動事業といたしまして、在日外国人、元中学校や高等学校の英語教師等を補助員として活用

し、コミュニケーション能力の素地をつくる事業として実施いたします。

また、ネイティブスピーカー、ALTとの触れ合いを通して、多様な文化や多面的な価値観を尊重する国際理解教育を進めるため、外国青年招致事業を引き続き実施いたします。

さらに、社会人活用事業や外国人子女日本語指導事業につきましても、継続して実施してまいります。

次に、教育施設等の整備でございますが、学校施設は児童・生徒が学習、生活の場として一日の大半を過ごすことから、豊かな人間性をはぐくむための教育環境として重要な意義があり、災害時には地域の人々の応急避難場所としての役割も担っており、その安全性の確保は極めて重要であります。

平成21年度においては、龍田小学校校舎の耐震補強工事を実施いたします。また、太田小学校については、今後さらに児童の増加が見込まれ、平成22年度には3教室が不足することが予想されることから校舎の増築を行い、良好な教育環境の整備に努めてまいります。

さらに、学校給食共同調理センターにつきましても、現状の財政状況を踏まえ事業計画の見直しを行い、現状施設の修繕など事業手法について検討の上、安心・安全な給食提供に努めてまいります。

第2点、豊かな心を育む生涯学習の推進について申し上げます。

公民館におきましては、教養の向上、生活文化の振興、趣味の拡大、深化など、多様化する学習ニーズに応じた講座を開設し、生涯学習の拠点または発信基地となるよう、たちばな大学など各種講座を開設し、一層の活動支援に努めてまいります。

図書館におきましては、中高年齢層の利用の増加に伴い、大活字本や健康関連の書籍、また子育て中の若い家族を支援するため、出産育児関連書、さらに児童の図書への親しみを一層図るための絵本や物語など、さまざま

な世代の要求にこたえるよう図書の充実を図ってまいります。

また、幼稚園、学校訪問を積極的に行い、図書館ではお話会などの行事を開催するとともに、乳幼児向けの絵本と母親、父親に薦めたい本のリストを作成し、乳幼児健診の際に配布いたします。

人権学習の推進につきましては、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちづくりを目指し、身近な生活の中から行動できる実践力を養うために、リーダーの養成や集落学習会の充実を図るなど、広く人権尊重精神の普及に努めてまいります。

生涯スポーツ活動の推進でございますが、技術の向上、体力の維持増進、そして仲間づくりを目的としたスポーツ教室を開催するとともに、スポーツ少年団など活動団体の育成にも努めてまいります。

また、新年度より太子町表彰条例施行規則を見直し、現役選手については高校生以上を対象に新たに太子町スポーツ表彰を設け、現役選手の最高の表彰として位置づけ、スポーツ活動の推進を図ってまいります。

第3点、歴史を大切にしたい地域文化の創造について申し上げます。

歴史的文化の保護でございますが、地域の歴史や文化への関心を高め、文化財保護の意識を育てていくため、鶴荘歴史遺産の資料を集約し、地域住民はもとより、斑鳩寺、鶴荘を訪れる人々のガイドとして「法隆寺領播磨国鶴荘啓略ガイドマップ」を新たに作成いたします。

また、歴史資料館におきましては、企画展示、歴史講座や現地見学会を開催いたします。企画展示は「お盆の火祭り」と「斑鳩寺の絵画」の2回を予定し、また小・中学校生を対象に歴史や文化を学ぶ歴史探検隊を継続して開催いたします。

文化活動の推進でございますが、中央公民館におきまして52回目を迎える公募美術展にはたくさんの作品を集め、町内外の人々がお互いに刺激し合い、技量を高め、また感動を

与える美術展として開催し、町民の文化、芸術に対する意識の高揚と太子町の文化の向上を図ります。

また、文化会館の自主事業として、住民ニーズにこたえた音楽鑑賞の場や地元アーティストへの活動の場の提供、町民みずからが企画運営する創造型事業を支援し、豊かな感性と情緒を育て、地域文化の高揚に一層努めてまいります。

第3項目は、安全で快適に暮らせるまちづくりであります。

第1点は、安心して暮らせるまちづくりについて申し上げます。

防災対策の推進でございますが、災害に強いまちづくりの形成については、住民の自主防災に対する意識の高揚と、防災設備の充実や消防力の充実が重要であります。そのためには、住民参加型の実践的防災訓練を実施し、自主防災意識の高揚を図るとともに、防災講演会の開催、防災備蓄品等の確保、さらに消防施設整備事業等を継続して実施し、地域の防災、消防力の充実を図り、災害時には迅速、的確に対応できるよう組織の見直しを実施いたします。

防犯対策の推進並びに交通安全対策の充実には、たつの警察署を初め関係機関との連携を図り、町民一人ひとりに呼びかける防犯キャンペーン、交通安全キャンペーンや各世代層に対する交通安全教室など啓発を中心に活動を行い、意識の高揚に努めてまいります。

犯罪被害者等のための施策として、国においては犯罪被害者等基本法を定め、県においては地域安全まちづくり条例に定めています。本町においてもそれらを踏まえ、関係機関、民間団体等と連携し、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、太子町犯罪被害者等支援条例を制定いたします。

犯罪を防止する対策として、多発している凶悪犯罪から児童・生徒を守るため、下校時に地域での見守り活動を実施していただいておりますが、子供がみずから身を守ることが

できるように、新小学１年生を対象に防犯ブザーの配付を引き続き実施いたします。

町におきましても、４台の青色回転灯を装着した公用車による町内巡回パトロールを継続して実施し、犯罪のないまちづくりを目指してまいります。

第２点、快適に暮らせる生活環境づくりについて申し上げます。

安定した生活水の提供でございますが、立岡山北配水池の老朽化に伴い施設の更新を行う必要があります。平成21年度は実施計画を行い、配水施設の中心的な施設として、貯水量の確保とあわせて、災害時等の緊急時における給水拠点とするため事業を進めてまいります。

一方、公共下水道事業につきましては、その目的である公共用水域の水質保全、快適な生活環境の確保及び浸水被害や道路冠水等の軽減に努めてまいります。

全町的にはほぼ汚水整備が完了しましたので、引き続き未接続世帯への早期接続を周知し、水洗化率の向上を図り、下水道経営の安定化につなげてまいります。

また、市街化の進展に伴い雨水流出量が増大していることや、局所的な集中豪雨に対し、安全で安心な町民生活を確保できる、浸水に強い、安心して住めるまちづくりを目指して、雨水計画の費用対効果分析や都市計画決定変更等の手続を進めてまいります。

環境に優しいまちづくりについてでございますが、４月１日より町内の一部大手スーパー等の協力によりレジ袋の無料配布を中止し、二酸化炭素の低減を推進してまいります。

また、段ボールコンポストによる生ごみの減量化についても啓発を行い、町民の皆様のご理解とご協力を得ながらごみの減量化を推進し、引き続き資源ごみの集団回収運動を支援し、資源の有効利用を推進してまいります。

第４項目は、豊かな緑に抱かれた活気あふれるまちづくりであります。

第１点、みどり豊かな田園都市を培う農業の推進について申し上げます。

農業経営基盤の整備でございますが、集落営農組織及び認定農業者の確保、育成を推進するため、集落説明会、認定農業者説明会等により啓発を行うとともに、組織化を推進する取り組みに対して、収入減少影響緩和対策などの安定的な支援を実施いたします。

昨今、食の安心・安全が大変厳しく問われている中、地産地消の取り組みは生産者と消費者の距離を近づけ、両者の顔が見える関係をつくるなど、さまざまな効果が生み出されるものであります。

また、食育の推進を図るため、地域の担い手農家を支援し、食と農を結んだ事業の実施で地域の活性化の推進に大きな成果を上げた「老原そば祭り」に続いて、平成21年度は子育て学習センター「のびすく」に集まる親子を対象に米づくり体験を行い、地域で生産した食材を使用して調理実習を盛り込みながら、生産者や周辺地域と連携した収穫祭を実施いたします。

さらに、サツマイモ畑とジャガイモ畑の観光オーナー事業や、特産品の太子みそやイチジクジャムの製造、販売の拡大を継続して実施いたします。

第２点、活力のある商工業の振興について申し上げます。

地域の小規模経営者への融資、税務、経営などの支援事業として、太子町商工会と連携しながら経営改善普及事業及び地域活性化事業を継続し、商工業の振興のため支援してまいります。

第５項目めは、美しい景観に機能性を備えたまちづくりであります。

都市化の進展の中で、公園の整備や緑地環境を保全していくことが大切であると考えます。太子町の都市計画の基本的な方針を示した太子町都市計画マスタープランの改定を引き続き実施し、機能的で住みやすいまちづくりを目指し、計画策定を進めてまいります。

第１点、まちとみちのネットワークについ

て申し上げます。

合理的な土地利用の推進でございますが、平成20年度より事業開始しております地籍調査事業については、引き続き米田地区で実施いたします。今後も事業の円滑な推進を図るため町全体の計画を策定し、長期的な推進に向け取り組んでまいります。

市街地整備の推進でございますが、ＪＲ網干駅に隣接する糸井西南地区を土地区画整理事業によって良好な生活拠点となるよう継続して取り組んでまいります。

総合的な交通体系の整備でございますが、都市計画道路揖保線につきましては、用地買収がほぼ完了し、本格的に改良工事を実施いたします。

また、沖代線の歩道整備を引き続き実施し、歩行者の安全確保に努めてまいります。

第２点、みどりとみずのネットワークについて申し上げます。

緑豊かなまちづくりでございますが、総合公園は文化、スポーツ活動の拠点となる都市基幹公園として整備を進めています。引き続き用地取得を進め、あわせて花と緑・文化の里ゾーンの整備に向け、測量及び実施設計を行います。

第６項目は、自治と連携による力強いまちづくりであります。

これらのまちづくりには協働という視点が重要であります。情報提供と説明責任を十分に果たしながら、相互理解とパートナーシップを深め、協働のまちづくりを進めてまいります。

第１点、支え合い共生する住民主体のまちづくりについて申し上げます。

行政サービスに対する住民ニーズが複雑化、多様化する中で、パブリックコメント、まちづくりの集いの開催等、参画機会の一層の活用を図り、ご意見に対し迅速かつ的確に対応しながら課題を共有し、政策形成に生かしてまいります。

第２点、スマートな都市経営の基盤づくりについて申し上げます。

平成20年度に策定した第４次新行政改革大綱に基づき、町行財政の現状等、情報の発信を行い、町民の理解と協力のもと、より強固な財政基盤の確立を目指してまいります。

第５次太子町総合計画の策定につきましては、住民の皆様のニーズを把握するため行いました全世帯アンケートの結果を踏まえ、またまちづくりの集いやパブリックコメントにより住民の意見を広く取り入れた新総合計画の完成を目指し、引き続き策定作業を進めてまいります。

さらに、人事評価、人事の活性化、職員の意識改革や能力開発を促す研修の充実等も含め、職員にやる気を喚起できる総体的な人事制度を推進してまいります。

今、申し述べました各般の事務事業方針をもとに編成しました平成21年度の各会計の歳入歳出予算総額は、一般会計92億2,799万7,000円、特別会計７会計63億9,051万3,000円、企業会計収入５億9,216万8,000円、企業会計支出６億8,923万5,000円、これらを総じての予算額は163億774万5,000円であります。

以上が平成21年度の太子町行政に取り組む私の所信と施策の概要であります。今まで以上に住民、議会、行政が一体となり、総合計画の基本目標“和のまち太子”の実現に向け全力を傾注してまいります。今期定例会にご提案しております案件につきましては、慎重なるご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、町民の皆様並びに議員各位のなご一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成21年度の施政方針といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 町長の施政方針の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後１時とします。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後０時59分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

~~~~~

日程第15 議案第10号 町道路線の
認定について

○議長（北川嘉明） 日程第15、議案第10号
町道路線の認定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第10号町道路線の
認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第
40条による帰属路線7路線を認定するもので
あります。

なお、道路延長、道路幅員等の概要につ
きましては副町長より説明申し上げますので、
よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決
いただきますようお願い申し上げ、提案説明と
させていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程され
ました議案第10号町道路線の認定について詳細
説明を申し上げます。

お手許の参考資料、中ほどにございます図
面でご説明申し上げます。

1枚目の認定する路線でございますが、
矢田部南角団地3号線の起点は矢田部字南角
329番1、終点は同所329番23、延長103.8メ
ートル、最大幅員13メートル、最小幅員は
6.0メートルでございます。

2ページ目は、東保東川団地線の起点は
東保字東川317番2、終点は同所317番8、延
長41.7メートル、最大幅員6.0メートル、最
小幅員は6.0メートルでございます。

3ページ目をお願いいたします。馬場樋
ノ上団地7号線の起点は馬場字樋ノ上271番
7、終点は同所273番7、延長102.8メート
ル、最大幅員13.1メートル、最小幅員は
6.0メートルでございます。

馬場樋ノ上団地8号線の起点は馬場字樋

ノ上273番7、終点は同所278番10、延長
132.3メートル、最大幅員7.3メートル、最小
幅員は5.0メートルでございます。

馬場樋ノ上団地9号線の起点は馬場字樋
ノ上273番14、終点は同所273番18、延長
53.2メートル、最大幅員9.4メートル、最小
幅員6.0メートルでございます。

4ページ目は、太田八幡団地5号線の起
点は太田字八幡1020番3、終点は同所1010番
6、延長47.2メートル、最大幅員14.3メート
ル、最小幅員は6.0メートルでございます。

太田八幡団地6号線の起点は太田字八幡
1010番7、終点は同所1010番3、延長53.0メ
ートル、最大幅員13.4メートル、最小幅員は
6.0メートルでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきま
す。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終
りました。

~~~~~

日程第16 議案第11号 職員の勤務  
時間等に関する条例等の一  
部を改正する条例の制定に  
ついて

○議長（北川嘉明） 日程第16、議案第11号  
職員の勤務時間等に関する条例等の一部を改  
正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第11号職員の勤務  
時間等に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について説明を申し上げます。

平成20年8月11日の人事院勧告により、職  
員の勤務時間は民間と均衡させることが基本  
であり、民間の労働時間は職員の勤務時間よ  
り1日15分程度、1週間1時間15分程度短い  
水準で安定しているという調査結果に基づ  
き、職員の勤務時間を1日7時間45分、1週  
間38時間45分に見直す勧告がなされたことに

より、本町におきましても国及び県の改正と同様に職員の勤務時間等に関する条例を改正するものでございます。

また、同様に、職員の育児休業等に関する条例についても、育児のための短時間勤務を行う職員の勤務時間に所要の処置を講じる必要があることから、あわせて改正するものでございます。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第11号職員の勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

まず、第2条において、1週間当たりの勤務時間を38時間45分とし、第3条において、1日の勤務時間の割り振りを7時間45分としたしております。

なお、短縮の方法につきましては、昼の休憩時間を15分延長し、午後0時から午後1時までの1時間とする予定であり、業務終了時間はこれまでと同様であることから、住民サービスへの影響はないものと考えております。

また、勤務時間の短縮に伴い、第5条において、週休日に振りかえ勤務をする場合の半日を4時間の勤務時間に改正いたしております。

次に、職員の育児休業等に関する条例の改正でございますが、育児短時間勤務職員については、フルタイム正規職員とは勤務形態が異なり、1週間の勤務時間が20時間、24時間、25時間などさまざまな形態がありますので、育児短時間勤務に係る勤務時間を、1週間当たり勤務時間をフルタイム職員と同様の基準により改正し、第11条第1項において、1週間当たり20時間、24時間、25時間の勤務時間を19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分に改めております。

また、第17条表中において、時間外勤務手

当に係る割り増し基準となる給与条例第14条第1項の読みかえ規定中、8時間に達するまでの通常勤務時間を改正後の1日の勤務時間である7時間45分の通常勤務時間へ改正いたしております。

両条例とも施行日については平成21年4月1日でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第12号 太子町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第17、議案第12号太子町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第12号太子町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について説明を申し上げます。

平成20年度において介護従事者処遇改善臨時特例交付金が国から交付されます。この交付金は、介護報酬を介護報酬改定等により介護従事者の処遇改善を図り、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制対策に係る財政措置として交付されるものであります。本条例は、当該交付金を第4期介護保険事業計画に適正に管理運営するため、太子町介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置し、その管理運営を規定するものであります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第12号太子町介

護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について詳細説明を申し上げます。

第1条において、当該基金の設置目的をうたっております。第2条において、基金として積み立てる額をうたっております。第3条においては、基金に属する現金の管理についてうたっております。第4条において、基金の運用益の処理についてうたっております。第5条において、基金に属する現金の繰りかえ運用についてうたっております。第6条において、基金を処分する場合は平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う介護保険料の増加額を軽減するための財源及び当該軽減措置の円滑な実施のための財源に限ることをうたっております。第7条において、この条例の施行に関する委任についてうたっております。最後に、この条例の施行日について公布の日とし、当該基金が第1条のとおり介護保険料の急激な上昇を抑制するものであるため、第4期介護保険事業計画の終期である平成24年3月31日限りでその効力を失うことといたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第13号 太子町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第18、議案第13号太子町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第13号太子町犯罪被害者等支援条例の制定について説明を申し上げます。

国においては犯罪被害者等基本法に基本理

念として途切れない支援を掲げるとともに、地方公共団体に対し、相談、情報提供、保健・医療・福祉サービスの提供などの広範な施策を地域の実情に応じ、みずから策定、実施する責務を果たしております。

犯罪被害者等が被害から回復し、再び地域社会の一員として平穏な生活を営めるようになるためには、住民にとって身近な行政機関である町が中心となり、関係機関、団体と連携、協力しながら、地域における総合的な支援を進めることが重要であります。本条例は、そのための具体的な施策として、傷害支援金、遺族支援金の支給、関係機関との連携推進等を規定するものであります。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第13号太子町犯罪被害者等支援条例の制定について詳細説明を申し上げます。

第1条において、対象者として犯罪行為により傷害を受けた町民またはその行為により不慮の死を遂げた町民の遺族についてうたっております。第2条において、犯罪被害、犯罪行為、傷害、町民についての定義をうたっております。第3条におきまして、犯罪行為により傷害を受けた住民に傷害支援金を、不慮の死を遂げた町民の遺族に対しては遺族支援金の支給をうたっております。第4条において、遺族支援金の支給を受けることのできる遺族の範囲及び順位についてうたっております。第5条において、傷害支援金の額及び遺族支援金の額についてうたっております。第6条において、傷害支援金等の支給申請及び申請の時効についてうたっております。第7条において、傷害支援金等の支給に関し、被害者と加害者との間に親族関係等がある場合の制限等についてうたっております。第8条におきましては、支給の決定について、第9条に、不正に支給を受けた場合の返還につい

てうたっております。第10条におきまして、犯罪被害者等に対する福祉サービスの提供についてうたっております。第11条におきまして、警察及びその他関係機関との連携と被害者及びその家族の精神的負担の軽減、支援等についてうたっております。最後に、この条例の施行日については4月1日とし、適用する犯罪被害者についても4月1日以後の犯罪に対する被害者とすることといたしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第14号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第19、議案第14号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第14号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、兵庫県の行財政構造改革により福祉医療制度の見直しが行われ、県の実施要綱の一部が改正されたことに伴い、県の実施要綱に準拠して、老人医療費、重度障害者医療費、乳幼児等医療費、母子家庭等医療費の助成を改正するものでございます。

また、町独自の施策として、小学3年生までに係る入院療養を無料とする改正を同時に行っております。

なお、施行日は福祉医療制度の更新日にあわせて平成21年7月1日といたしております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げ

げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第14号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

参考資料の議案概要書をごらんいただきながらご説明申し上げたいと思います。

第2条第18号では、所得を有しない者の用語の意義の改正及びふるさと納税の新設に伴う規定の整備をし、第2条第19号では、重度障害者医療、乳幼児等医療、母子家庭等医療で必要な低所得者の定義、すなわちすべての所得判定対象者が市町村民税非課税で、かつ年金収入を加えた所得80万円以下であることを加えています。

まず、老人医療費の助成についてご説明を申し上げます。

先ほど申し上げました第2条、第4条第1項第1号の改正により、低所得者の範囲の変更及び所得制限の基準を改正し、第3条第1項第1号では文言の整理を行っております。現行、低所得者として区分しておりました本人及び住民基本台帳上のすべての世帯員が市町村民税非課税者を、改正後は、かつ年金収入を加えた所得80万円以下の者を加え、対象者が狭まっております。

また、現行、低所得者として区分しておりました本人及び住民基本台帳上のすべての世帯員が市町村民税非課税で、かつ世帯全員について所得がゼロを満たす者、年金収入は65万円を控除して所得ゼロ、その他の収入は所得税法の必要経費を控除して所得ゼロを満たす者から、改正後は、そのうち年金収入は80万円を控除して所得ゼロと改正し、対象者が広まっております。

また、いわゆる一般と言われるその属する世帯が市町村民税課税世帯で、本人が市町村民税非課税者で、一定以上所得者の家族でない場合は2割負担でありましたが、改正後は対象外となり3割負担となります。ご負担い

ただく外来、入院等の一部負担金の改正はございません。

なお、経過措置としまして、附則第3項1号により、低所得者 基準の見直しにより対象外となる現行の低所得者 基準の者、すなわちその属する世帯が市町村民税非課税世帯で、年金収入を加えた所得80万円を超える者については、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間の医療については、老人医療費助成対象とし2割負担で、負担限度額の外来は8,000円、入院は2万4,600円を適用することとしております。

続きまして、重度障害者医療費の助成についてご説明申し上げます。

第2条、第3条第1項第2号、第4条第1項第2号の改正により、低所得者の範囲の変更、所得制限の基準及び一部負担金の改正をいたしております。

現行、いわゆる一般と言われる本人、扶養義務者、配偶者の所得判定で、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当の所得制限の基準未満の者の対象を、本人、扶養義務者、配偶者の所得判定で、町民税所得割税額23万5,000円未満の者と改正し、対象者が狭まっております。

また、現行、年金収入は65万円を控除して所得ゼロとする所得を有しない者が対象であります。改正後は低所得者と改正し、すべての所得判定対象者が市町村民税非課税で、かつ年金収入を加えた所得80万円以下の者に改正をいたしております。

また、負担限度額については、現行、外来1日500円、所得を有しない者1日300円、入院1月2,000円、所得を有しない者1月1,200円ありますが、改正後は、外来1日600円、低所得者1日400円、入院1月2,400円、低所得者1月1,600円と、限度額が上がる改正としております。

なお、経過措置としまして、附則第3項第2号により、新たな所得制限の基準を上回る現行制度の対象者、すなわち特別障害者手当所得制限の基準に該当する町民税所得割税額

23万5,000円以上の者については、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間の医療費については重度障害者医療費助成対象とし、負担限度額1医療機関当たり、外来1日900円、入院1月3,600円とする助成を行うことといたしております。

また、第3条第1項第2号ただし書きの追加により、町独自施策といたしまして、重度障害者医療の対象で小学校3年生までの入院療養に要する一部負担金は全額償還払いにより無料とすることといたしております。

続きまして、乳幼児等医療費の助成についてご説明いたします。

第2条、第3条第1項第3号及び第4条第1項第3号の改正により、低所得者の範囲の変更、所得制限の基準及び一部負担金の改正をいたしております。

現行、いわゆる一般と言われる幼児等保護者または扶養義務者の所得判定で、ゼロ歳児は所得制限なし、1歳児からは児童手当法に基づく児童手当特例給付の所得制限の基準未満の者の対象を、幼児等保護者または扶養義務者の所得判定で、ゼロ歳児は所得制限なし、1歳児からは町民税所得割税額23万5,000円未満と改正し、対象者が狭まっております。

また、現行、年金収入は65万円を控除して所得ゼロとする所得を有しない者が対象であります。改正後は低所得者と改正し、すべての所得判定対象者が市町村民税非課税で、かつ年金収入を加えた所得80万円以下の者に改正をいたしております。

また、負担限度額において、現行、外来1日700円、所得を有しない者1日500円、入院1月2,800円、所得を有しない者1月2,000円ありますが、改正後は、外来1日800円、低所得者1日600円、入院1月3,200円、低所得者1月2,400円と、限度額が上がる改正としております。

なお、経過措置としまして、附則第3項第3号により、新たな所得制限の基準を上回る現行制度の対象者、すなわち児童手当特例給

付の所得制限の基準に該当する町民税所得割税額23万5,000円以上の者については、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間の医療費については乳幼児等医療費助成対象とし、負担限度額は1医療機関当たり、外来1日1,200円、入院1月4,800円とする助成を行うことといたしております。

また、第3条第1項第3号の改正により、町独自の施策といたしまして、乳幼児等医療の対象、つまり小学校3年生までの乳幼児に係る入院療養に要する一部負担金は全額償還払いにより無料とすることといたしております。

続きまして、母子家庭等医療費の助成についてご説明申し上げます。

第2条及び第3条第1項第4号の改正により、低所得者の範囲及び一部負担金の改正をいたしております。

現行、すべての所得判定対象者が市町村民税非課税で、かつ所得判定者全員について所得がゼロを満たす者、年金収入は65万円を控除して所得ゼロ、その他の収入は所得税法の必要経費を控除して所得ゼロを満たす者とする所得を有しない者が対象であります。改正後は低所得者と改正し、すべての所得判定対象者が市町村民税非課税で、かつ年金収入を加えた所得80万円以下の者に改正をいたしております。

また、負担限度額において、現行、外来1日500円、所得を有しない者1日300円、入院1月2,000円、所得を有しない者1月1,200円ですが、改正後は、外来1日600円、低所得者1日400円、入院1月2,400円、低所得者1月1,600円と、限度額が上がる改正としております。経過措置はございません。

また、第3条第1項第4号のただし書きの追加により、町独自施策といたしまして、母子家庭等医療の対象で小学校3年生までの入院療養に要する一部負担金は全額償還払いにより無料とすることといたしております。

最後に、施行日でございますが、平成21年7月1日に施行としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第20、議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、医療費の増加に伴い、医療に要する基礎課税額の所得割の税率改正、地方税法等の一部改正に伴う2割軽減の対象となる納税義務者の要件の見直し、介護納付金の課税限度額の改正、減免に関する規定の改正でございます。

改正の内容でございますが、まず医療に要する基礎課税額の所得割の税率を「5.3%」から「6.0%」に改正するものでございます。

次に、2割軽減の対象となる納税義務者が所得の著しい増加が認められる場合にあっては2割軽減を行わないとする規定を削除しており、今後は2割軽減も7割、5割軽減と同様に前年の所得額で一律の軽減が可能となります。

次に、介護納付金の課税限度額を「9万円」から「10万円」に改正いたしております。

また、失業等により生活が著しく困難となった者を減免の対象に加える改正を行っております。

なお、この条例の改正により、現行の国民

健康保険税の減免に関する規程を廃止し、新たに国民健康保険税の減免に関する規程の制定を行います。

施行日は平成21年4月1日となりますが、第2条及び第21条第1項は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行の日、第21条第2項は、地方税法の一部を改正する法律の施行日としております。

なお、改正に当たっては国民健康保険運営協議会を2回開催し、ご審議をいただいております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第21、議案第16号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第16号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

介護保険法では、市町村は3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めることとされております。現在、第3期介護保険事業計画を定めておりますが、平成20年度をもって終了することから、第4期介護保険事業計画（案）を策定し、太子町保健福祉審議会に諮問いたしました。審議会では、第4期計画期間の介護サービスの量の見込みや、その財源となる介護保険料等について慎重審議いただき答申をいただいたところであります。本案件は、この

計画に基づき、関係する太子町介護保険条例の一部を改正するものであります。

第4条において、適用年度を第4期計画期間にあわせて平成21年度から平成23年度と改めております。第4期計画期間の介護保険料は第3期計画期間と同額といたしておりますので、変更はございません。

また、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が制定され、第3期における激変緩和措置の終了を踏まえ、引き続き第4期介護保険事業においても同様の措置を行うことが必要とされ、保険料負担段階第4段階の者で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者については、保険者の判断で、その保険料基準額に乗じる割合を軽減することができるとされました。当町におきましても同趣旨を踏まえ、附則に平成21年度から平成23年度までの保険料の軽減措置を行うことを規定いたしております。

条例の施行日についてですが、平成21年4月1日としております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第17号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第22、議案第17号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第17号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

下水道使用料金は過去3回の改定を行っておりますが、下水道整備が平成18年3月で汚水の面整備がおおむね完了する一方で、資本費の償還や一般会計繰入金が年々増加する状況であります。

平成18年3月に下水道の面整備がおおむね完了した最後の地区の方への一定の料金配慮期間が終了すると考えられることから、今回下水道事業を支えていただく住民の方のご理解をいただき、将来にわたって太子町の下水道経営が行き詰まることのないように、国が指導する使用料単価である1立方メートル当たり150円を基本に料金改定を行うものであります。

なお、この料金改定については太子町行政審議会に諮問し、ご審議をいただき、答申を受けたところであります。

また、皮革汚水に係る前処理場処理汚水使用料につきましては、兵庫県皮革産業協同組合、兵庫県、姫路市、たつの市及び太子町との間で平成18年2月28日に5年間の使用料の協定合意が成立しており、平成21年度からは1立米当たり220円となることから、今回料金改定を行うものであります。

また、兵庫県の新行財政改革推進方策により、平成21年4月1日から財団法人兵庫県下水道公社が財団法人兵庫県まちづくり技術センターに吸収合併されることに伴う名称変更が生じたため、本条例中に表記されている財団法人兵庫県下水道公社の名称を財団法人兵庫県まちづくり技術センターに変更するものであります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第17号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

下水道条例の改正内容につきましては、第

5条では、名称の変更があったことにより、見出し中の「財団法人兵庫県下水道公社（以下、県公社という）」を「財団法人兵庫県まちづくり技術センター（以下、県技術センターという）」に改めております。

第5条の13第3項、第5条の16第2項及び第5条の18第2項中「県公社」を「県技術センター」に改めております。

第15条では、第1項第1号の一般汚水に係る使用料の料金表を改正いたしております。基本使用料として、1カ月につき10立方メートルまでを1,100円とし、1立方メートルにつき10立方メートルを超え30立方メートルまでを125円、30立方メートルを超え50立方メートルまでを160円、50立方メートルを超え100立方メートルまでを195円、100立方メートルを超え300立方メートルまでを235円、300立方メートルを超える部分は290円となっております。

同じく第15条第1項第2号の前処理場処理汚水に係る使用料の料金表を改正しております。1立方メートルにつき220円となっております。

施行日は平成21年4月1日といたしております。ただし、第15条第1項第1号の一般汚水に係る使用料の改正は平成21年6月1日から施行としております。

経過措置につきましては、平成21年6月検針分はすべて旧料金で算定し、平成21年7月検針分は使用水量の2分の1を旧料金で、2分の1を新料金で算定いたします。施行日前の途中に使用を開始したときは、各月使用水量を均等として月割りで算定いたします。

改定の方針としましては、全体で広く薄く of の考えのもとに、各階層の改定率で、基本使用料となる1カ月につき10立方メートルまでの階層は10.0%、30立方メートルを超え50立方メートルまでの階層は14.3%、50立方メートルを超え100立方メートルまでの階層は14.7%と設定したのに対して、使用件数の一番多い10立方メートルを超え30立方メートルまでの階層の改定率は13.6%と抑制しており

ます。

また、各家庭の1カ月当たりの下水道使用料25立方メートルでの現行料金は消費税を含め2,782円ですが、改定後は3,123円となり、341円の値上げとなります。

平成19年度事業特別会計への一般会計繰出金のうち赤字補てんが1億7,000万円とされており、平成19年度決算特別委員会の資料でございますが、今回国が指導する1立方メートル当たりの使用料単価150円の改定により毎年おおむね5,000万円の増収が見込めることになり、赤字補てんは単純計算で1億2,000万円に減少いたしますので、下水道事業の健全な経営につながるものと考えております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第18号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第23、議案第18号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第18号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本条例改正は、議案第17号で説明しましたとおり、太子町下水道条例の一部を改正する条例にあわせて合併処理浄化槽の使用料の改定を行い、また財団法人兵庫県下水道公社の名称を財団法人兵庫県まちづくり技術センタ

ーに変更するものであります。

また、規定条例を特定するため、給水条例を太子町水道事業給水条例（昭和38年条例第16号）に改めております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第19号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（北川嘉明） 日程第24、議案第19号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第19号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について説明を申し上げます。

氷上多可衛生事務組合、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合及び淡路市・洲本市広域事務組合が平成21年3月31日付をもって本組合を脱退することに伴い規約の変更を行うものであります。

氷上多可衛生事務組合及び兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合は、ともに今後プロパー職員を採用する予定がないため、平成21年3月31日付の脱退を届けられたものでございます。

また、淡路市・洲本市広域事務組合については、業務を縮小し、淡路広域行政事務組合

への移管の上、一部事務組合を解散するため、平成21年3月31日付の脱退が届けられたものでございます。

この改正により本組合構成市町村等の数は、19市12町30一部事務組合から19市12町27一部事務組合となります。

なお、施行日については平成21年4月1日であります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第25 議案第20号 播磨中央広域行政協議会の廃止について

○議長（北川嘉明） 日程第25、議案第20号 播磨中央広域行政協議会の廃止についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第20号播磨中央広域行政協議会の廃止について説明を申し上げます。

当協議会は、総務省の広域行政圏計画策定要綱に基づきまして、姫路市を中核とする2市11町、現2市4町により播磨中央広域市町村圏計画を制定し、広域行政体制の整備と総合的な計画の策定と、その実現を図り、関係市町が当面する諸問題の解決に資することを目的に、昭和47年4月1日に設立されたところであります。

しかしながら、社会経済構造が変化するとともに、少子・高齢化の進行、また市町村合併の進展に伴い、広域行政圏内の市町村数が著しく減少した圏域や広域行政機構を有しない圏域が広がると都道府県知事が圏域を設定し、行政機能の分担化を推進してきた広域行

政圏施策は役割を終えたものと考えられることから、国において定住自立圏構想推進要綱が打ち出され、広域行政圏計画策定要綱が平成21年3月31日付をもって廃止することになり、この要綱の廃止に伴い、このたび播磨中央広域行政協議会が廃止されることになりました。

当協議会は地方自治法第252条の2第1項の規定による協議会であり、地方自治法第252条の6において、その例によることとされる同法第252条の2第3項本文の規定により、その廃止には議会の承認が必要でございます。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第26 議案第21号 平成21年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（北川嘉明） 日程第26、議案第21号 平成21年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第21号平成21年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

施政方針でも申し上げましたが、歳入歳出予算の総額を92億2,799万7,000円と定めるものであります。対前年度比では8億5,884万6,000円、10.3%の増となっております。この10%以上の予算規模増加の主な原因は、平成20年度の補正予算で計上した2カ年にわたる糸井・矢田部地内客土工事委託事業の6億5,512万1,000円によるものでございます。

歳入予算の主な増減については、急速な景

気後退による町税、地方譲与税及び地方特例交付金を除く各種交付金が軒並み減収見通しとなり、あわせて対前年度比 1 億 5,321 万 9,000 円、3.3% の減となっております。地方交付税は、上記の町税等の落ち込みによる基準財政収入額の減少により、対前年度比 5,100 万円、3.7% の増、国庫支出金は主に太田小学校校舎の増築、龍田小学校校舎の耐震補強事業により、対前年度比 1 億 5,253 万 2,000 円、27.5% の増、町債は学校建設事業債、臨時財政対策債の増により、対前年度比 2 億 979 万 9,000 円、63.5% の増となっております。

歳出予算の主な増減については、総務費は電子計算機費のシステム保守委託料等の増により、対前年度比 2,585 万 1,000 円、2.4% の増、衛生費は大規模改修完了に伴う揖龍保健衛生施設事務組合負担金等の減により、対前年度比 5,352 万 7,000 円、6.0% の減、土木費は幹線道路整備事業費の工事請負費等の増により、対前年度比 2,152 万 5,000 円、1.6% の増、教育費は各小学校の増築、耐震補強事業等の追加により、対前年度比 2 億 6,754 万 1,000 円、25.5% の増、公債費は既発債の償還完了により、対前年度比 3,502 万 2,000 円、3.4% の減となっております。その他、地方債を 4 事業設定し、一時借入金、歳出予算の流用については前年度と同様といたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第 21 号平成 21 年度兵庫県太子町一般会計予算について詳細説明を申し上げます。

57 ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 2 給料及び節 3 職員手当等につきましては、前年度と比べまして、給料 896 万 8,000 円、職員手当等 366 万 4,000 円の増とな

っておりますが、職員異動に伴う 3 名分の追加等によるものでございます。節 4 共済費につきましては、前年度と比べまして 658 万 3,000 円の増となっておりますが、主に市町村職員共済組合の負担率の引き上げに伴うものでございます。

61 ページをお願いいたします。

節 19 負担金補助及び交付金につきましては、前年度に比べまして 1,450 万 1,000 円の増となっております。そのうち市町村職員退職手当組合負担金が 777 万 1,000 円、同組合特別負担金が 799 万 7,000 円の増でございますが、これは退職手当組合の負担率の引き上げ、定年退職者の増によるものでございます。

63 ページをお願いいたします。

目 4 会計管理費、節 12 役務費のうち指定金融機関等取扱手数料につきましては、町民課及び税務課証明手数料の窓口収納を実施したことによる J A 窓口での取扱件数の減により、前年度に比べまして 25 万 2,000 円減で計上いたしております。また、同じく役務費のうち、ゆうちょ銀行取扱手数料につきましては、他の収納代理金融機関と同等額となったことにより、前年度に比べまして 22 万 2,000 円の減で計上いたしております。

67 ページをお願いいたします。

目 7 電子計算機費、節 13 委託料につきましては、旧基幹業務システムが稼働しておりましたオフコン機器の廃棄に伴い機器関連の保守料が 263 万円減額となったものの、平成 21 年度から実施される住民税の公的年金特別徴収への対応、また行政不服審査法及び福祉医療制度の改正に対応するためのプログラム修正委託料の計上により、節合計で 2,191 万 4,000 円の増額となっております。節 14 使用料及び賃借料につきましては、旧基幹業務システムで利用していたオフコン機器のリース料が 378 万 5,000 円減額となったものの、再リースで対応していた戸籍総合システムの置き換え、平成 14 年に整備した庁内ネットワーク機器の更新及び総合行政ネットワーク機器の更新に伴うリース料が 851 万 9,000 円増額とな

ったため、節合計で473万4,000円の増となっております。節15工事請負費につきましては、電子計算機室に設置しております自動消火装置の保守期間満了に伴う設備入れかえ工事でございます。

69ページをお願いいたします。

目8交通安全対策費、節15工事請負費につきましては、道路反射鏡7基と、その他交通安全施設として自発光式交差点びょう1カ所の設置工事でございます。

77ページをお願いいたします。

項2徴税費、目2賦課徴収費、節23償還金利子及び割引料につきましては、所得変動による住民税還付金が昨年度中に大半の還付が終わっておりますので、今年度は大幅に減額し、105万円といたしました。諸税過誤納付還付金は、予定申告や中間申告に対する法人町民税の還付の増加が見込まれることから1,000万円を計上いたしております。

79ページ及び81ページをお願いいたします。

項4選挙費におきましては、21年度改選期日を迎える衆議院議員選挙、兵庫県知事選挙の執行費用を計上いたしております。

83ページをお願いいたします。

目5国民投票費につきましては、日本国憲法の改正手続に関する法律の施行日が平成22年5月18日でございますので、その期日までに投票人名簿を作成できるシステムを構築するための経費でございます。

なお、本事業は総務省のスケジュールに従い2カ年の事業となっており、総額605万4,000円の65%分を本年度費用として393万5,000円計上いたしております。

なお、9ページにおきまして債務負担行為を計上いたしております。

85ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2指定統計調査費、節1報酬のうち農林業センサス調査員報酬につきましては、5年ごとに行う農林業に関する統計調査費として146万2,000円計上いたしております。

89ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金でございます。このうち職員給与費等繰り出しが、国民健康保険担当職員1名増などにより、683万9,000円増の4,572万4,000円となっております。

91ページをお願いいたします。

議案第14号の太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてで説明したとおり、兵庫県の行財政構造改革により福祉医療制度の見直しが行われ、県の実施要綱に準拠して条例改正をいたしております。これにより、目3老人医療費で3,211万4,000円の減、少し飛びますが、95ページの目7障害者医療費で108万6,000円の増、また105ページの項2児童福祉費、目5母子家庭等医療費で303万円の減、目7乳幼児等医療費で1,171万3,000円の減となっております。

もとのページに戻らせていただきます。

91ページをお願いいたします。

目3老人医療費の節28繰出金につきましては、老人保健特別会計繰出金であります。前年度に比べまして1,519万6,000円減の136万1,000円でございますが、老人保健制度が廃止になり、21年4月以後は過誤請求分の予算計上となるため大幅に減額となっております。

93ページをお願いいたします。

目4後期高齢者医療費、節19負担金補助及び交付金につきましては、後期高齢者医療負担金として自治体が負担義務を担うもので、兵庫県後期高齢者医療広域連合へ拠出する額を計上いたしております。

目6障害者福祉費、節8報償費につきましては、地域療育等支援事業に従事する指導員謝礼でございますが、そのうち今年度は8万円を就学前の発達障害児を対象に保育所、幼稚園の現場への巡回相談事業を計上いたしております。

95ページをお願いいたします。

節13委託料のうち地域生活支援事業委託料

につきましては、毎月2回、外部の専門家を招いて相談を実施し、事業の質的充実を図るものでございます。

113ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料のうち高齢者肺炎球菌予防接種委託料につきましては、平成21年度より新たに高齢者肺炎予防事業として、75歳以上の心臓、呼吸器の慢性疾患等の基礎疾患がある方に対して予防接種を行うものでございます。

115ページをお願いいたします。

目3母子衛生費、節13委託料のうち妊婦健康診査委託料につきましては、妊婦健康診査費用の助成受診回数を拡充し積極的受診を促進するもので、前年度に比べまして2,180万円の増となっております。

117ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1清掃総務費、節19負担金補助及び交付金のうち揖龍保健衛生施設事務組合負担金につきましては、前年のし尿処理実績及び塵芥処理実績の減少、ごみ処理施設の大規模改修工事の完了及び公債費の減少により、前年度に比べまして6,733万8,000円減となっております。

123ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節13委託料のうち有害鳥獣駆除委託料につきましては、従来のシカを対象とした3回分に、新たに昨年より被害が発生しておりますイノシシについて2回分を追加したため、前年度に比べまして14万円増の35万円を計上いたしております。

125ページをお願いいたします。

目5農地費、節13委託料のうち糸井・矢田部地内客土工事委託料につきましては、カドミウム汚染による圃場の土壌入れかえ工事を平成20年度から継続事業として兵庫県土地改良事業団体連合会へ委託し行うものでございます。節19負担金補助及び交付金のうち県営七夕池改修事業負担金につきましては、姫路市に所在を置き、広坂農区が60%の受益を持

つ農業用ため池で、平成21年度からの2力年で県営事業として工事を行うものでございます。

127ページをお願いいたします。

目6農業振興地域整備促進費につきましては、主に新規事業として、子育て中の若いお母さんを対象に、食の安全・安心及び食育について、農業体験を通して見詰め直す、食と農を結ぶ地域活動支援事業に関する経費を計上いたしております。

133ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節13委託料につきましては、縮尺2万5000分の1の太子町全図を更新し、地図データを電子化するものでございます。前回は平成9年3月の作製でございます。また、節19負担金補助及び交付金のうち県単独事業急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、県施行による太子山斜面の崩壊対策事業経費の負担金であります。当初、事業期間は平成23年度までの計画でございましたが、これを平成22年度までに短縮し、平成21年度との2力年で工事を行うものでございます。

137ページをお願いいたします。

項2道路橋りょう費、目3生活道路整備事業費、節12役務費及び節15工事請負費につきましては、町道阿曾宮田線と鶴旧国道線の交差点改良に係る経費でございます。鋭角な交差点の隅切り部分を整形するために隣接地の土地所有者による用地の無償提供の協力が得られることになりましたので、用地測量、登記及び工事を実施するものでございます。

目4幹線道路整備事業費、節13委託料につきましては、都市計画道路揖保線と町道吉福村前線の交差点の整備に係る用地の測量経費でございます。また、節15工事請負費のうち沖代線歩道設置外工事費及び沖代線・船代出屋敷福地線交差点改良工事費につきましては、現在石海小学校前まで整備中の歩道等をさらに北へ約120メートル延伸するものであります。また、揖保線道路改良工事及び揖保線取合道路附帯工事費につきましては、全体

事業区間950メートルのうち440メートルを整備するものでございます。

139ページをお願いいたします。

節22補償補填及び賠償金につきましては、損保線整備の影響を受ける吉福水源地のネットフェンスや水道バルブなどの移転補償費でございます。

141ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節13委託料のうち都市計画マスタープラン改定委託料につきましては、平成20年度に実施した住民アンケート等をもとに主要課題の整理を行い、平成21年度は全体構想及び地域別構想の設定、実現化方策の検討を経て計画改定を完了する予定でございます。また、節19負担金補助及び交付金のうちまちづくり活動助成金につきましては、ＪＲ網干駅西南地区のほか斑鳩寺周辺、竹広南、阿曽、下阿曽、松尾各地区のまちづくり協議会への助成を予定いたしております。

143ページをお願いいたします。

目4公園事業費、節13委託料につきましては、総合公園の整備区域6ヘクタールの平面測量のほか、花と緑・文化の里ゾーンの建設に向け実施設計を行うものでございます。また、節17公有財産購入費につきましては、総合公園用地取得費で、引き続き東側の山林6,700平方メートルを取得する計画でございます。

目5土地区画整理事業費、節13委託料につきましては、ＪＲ網干駅西南地区の土地区画整理事業の調査設計及び測量業務経費であります。平成22年度の組合設立認可申請に向けた準備を行うものでございます。

145ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費につきましては、たつの市への消防事務委託料でございます。平成20年度普通交付税の消防費基準財政需要額の80％にて算出したしております。

157ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理

費、節15工事請負費につきましては、龍田小学校校舎耐震補強及び太田小学校校舎増築工事を行うものでございます。龍田小学校においては、校舎の耐震性能を確保するとともに、屋上防水工事やトイレ改修等、老朽化対策もあわせて実施する予定でございます。また、太田小学校の校舎増築により教室不足の解消を図り、良好な教育環境整備を行うものでございます。節17公有財産購入費につきましては、現在太田小学校、太田幼稚園の職員駐車場及び太田幼稚園のスクールバスの発着場として借用している用地1,542平方メートルの取得費でございます。

159ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節19負担金補助及び交付金のうち環境体験事業補助金につきましては、命を大切にすることを旨とする体験型環境学習として小学校3年生を対象に実施するもので、平成21年度は県下全小学校が実施を予定いたしております。

175ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目3青少年教育費、節7賃金につきましては、児童数の増加や近年の社会情勢の変化から学童保育園への申し込み児童数が急増しており、また障害がある児童も受け入れておりますので、安全な保育を確保するため、特に児童数の多い太田、石海の学童保育園につきましては指導補助員を各1名増員し保育体制の充実を図るもので、前年比226万4,000円の増となっております。

177ページをお願いいたします。

節15工事請負費につきましては、太田学童保育園の保育希望者が多く、既存の施設では安全な保育が困難な状況にあるため1教室の増設を行い、施設整備を図るものでございます。

195ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節15工事請負費につきましては、体育館1階の東西の通路床及び階段の各所で破損しておりますので改修をするものでございます。

197ページをお願いいたします。

目 4 給食センター費、節11需用費につきましては、修繕料として、熱源の蒸気発生用ボイラー、蒸気式回転がま 2 台、消毒用保管庫 3 台の取りかえ修理を計上いたしております。

以上で歳出の詳細説明を終わります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

款 1 町税、項 1 町民税、目 1 個人につきましては、予算額16億2,519万円で、前年度に比べまして2,212万7,000円の1.3%減となっております。

目 2 法人につきましては、予算額 1 億 7,914万1,000円で、前年度に比べまして2,051万6,000円の10.3%の減となっております。

個人、法人とも経済不況のもとでいずれも減少いたしております。

項 2 固定資産税、目 1 固定資産税につきましては、予算額19億8,476万8,000円で、前年度に比べまして4,395万5,000円、2.2%の減となっております。内容といたしまして、土地が 7 億6,315万7,000円で、574万2,000円増であります。これは評価額と税を算定する課税標準額に開きがあるため、この開きを解消していく負担調整措置により税負担が上昇するものでございます。家屋につきましては 7 億2,950万円で、2,798万2,000円減であります。これは新築家屋分の税収が増加するものの、評価がえにより既存家屋の税額が減少することによるものでございます。また、償却資産は 4 億3,711万1,000円で、2,171万5,000円減となっております。

目 2 国有資産等所在市町村交付金につきましては、予算額341万1,000円で、前年度に比べまして6,000円の0.2%増となっております。

17ページをお願いいたします。

項 3 軽自動車税につきましては、予算額 6,615万8,000円で、前年度に比べまして201万8,000円、3.1%の増であります。これはガソリン価格の高騰などを背景に、より燃

費の効率のよい軽自動車の登録台数が増加していることによるものでございます。総台数は 1 万2,908台で、前年度に比べまして255台の増を見込んでおります。

項 4 町たばこ税につきましては、予算額 1 億7,476万8,000円で、前年度に比べまして176万5,000円、1.0%の減でございます。これは健康に対する意識の高まりや喫煙場所の制約が進んでおり、売上本数の低下を見込んでおります。

19ページをお願いいたします。

款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税につきましては、特定財源の一般財源化による地方道路税法改正に伴い地方道路譲与税から名称変更となったもので、2,170万円を計上しております。

また、既存の項 3 地方道路譲与税につきましては、地方道路税法改正施行期日の前に課税された分のみを計上いたしております。

また、項 2 自動車重量譲与税及び款 3 利子割交付金、款 4 配当割交付金、款 5 株式等譲渡所得割交付金、款 6 地方消費税交付金、款 7 ゴルフ場利用税交付金、款 8 自動車取得税交付金につきましては、昨今の急激な景気の後退により軒並み減収見通しとなり、前年度と比べまして合計8,380万円の減となっております。

23ページをお願いいたします。

款10地方交付税につきましては、先ほど申し上げました町税等の落ち込みによる基準財政収入額の減少により、前年度と比べまして5,100万円の増となっております。

25ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項 1 負担金、目 2 農林水産業費負担金、節 1 農業費負担金のうち糸井・矢田部地内客土工事原因者負担金につきましては、歳出の125ページでご説明申し上げました糸井・矢田部地内客土工事委託料及びその関連経費を原因者工事負担金として計上いたしております。

31ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 2 教

育費国庫負担金、節 1 学校費負担金につきましては、歳出の157ページでご説明申し上げました龍田小学校耐震補強工事業に 3 分の 2、太田小学校校舎増築事業に 2 分の 1 の国庫負担といたしまして計上いたしております。

33ページをお願いいたします。

項 2 国庫補助金、目 3 土木費国庫補助金、節 1 道路橋りょう費補助金のうち地域活力基盤創造交付金につきましては、道路特定財源の一般財源化に伴い、従来の地方道路整備臨時交付金制度が廃止され、道路を中心に関連する他のインフラ整備やソフト事業など、地方の実情に応じて使用可能な交付金として創設されたものでございます。詳細が明らかになっておりませんが、補助率等は従前と同じとして見積もっております。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金、節 2 選挙費委託金の国民投票投票人名簿システム構築交付金につきましては、歳出の83ページでご説明申し上げました日本国憲法の改正手続に関する法律の平成22年 5 月18日施行に伴い、2 カ年に分けて交付される投票人名簿システム構築費用の21年度分でございます。

43ページをお願いいたします。

款15県支出金、項 3 委託金、目 5 教育費委託金、節 1 学校費委託金のうち小学校外国語活動実践研究事業委託金につきましては、平成23年度から導入される小学校 5、6 年生の外国語活動の円滑な導入に向け、斑鳩小学校が研究校として実践的な取り組みを行う事業経費の委託金でございます。

また、理科おもしろ推進事業委託金につきましては、観察、実験活動等に特別講師等を活用し、理科授業の充実、活性化と指導の向上を図る事業経費への委託金でございます。

51ページをお願いいたします。

款21町債、項 1 町債、目 1 土木債、節 1 道路橋りょう事業債につきましては、歳出の138ページでご説明申し上げました沖代線歩道等整備事業に係る町債でございます。道路特定財源の一般財源化に伴い、道路に関連す

る地方債制度が見直され、充当率が従前の45%から90%に引き上げられております。

以上で平成21年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長（北川嘉明） 日程第27、議案第22号平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第22号平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成21年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を27億8,083万1,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税 7 億7,479万5,000円、国庫支出金 6 億4,162万4,000円、療養給付費等交付金 1 億5,158万8,000円、前期高齢者交付金 5 億5,483万5,000円、県支出金 1 億1,619万8,000円、共同事業交付金 2 億9,477万4,000円、繰入金 2 億4,287万1,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費 4,604万7,000円、保険給付費19億434万3,000円、後期高齢者支援金等 3 億5,352万1,000円、介護納付金 1 億2,427万7,000円、共同事業拠出金 2 億9,477万4,000円、保健事業費1,382万5,000円等であります。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第22号平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

国民健康保険制度は国民皆保険体制の基盤となる制度として地域住民の健康保持増進を図り、生活の安定に重要な役割を果たしておりますが、少子・高齢化の進展や医療費の増大などにより国民健康保険税を取り巻く環境は極めて厳しい状況でございます。

平成21年度の予算編成に当たりましては、医療費の伸びを3%程度と予想しており、景気後退による所得の増加が期待できない中では保険給付を賄う保険税収入の財源確保は難しい状況にあると考えます。

国民健康保険財政調整基金から1,700万円繰り入れをいたしました但、1億424万1,000円の歳入不足が予想され、不足財源の全額を一般会計からの繰入金で賄うことは町財政の現況を考えれば難しく、医療費の増加に対しては被保険者の皆様にある程度の負担を求めざるを得ないという考え、税率改正による財源の確保を図ることにいたしました。

税率改正は低所得者にできるだけ負担を求めず、応能部分である所得割の改正により保険税の増収を予定いたしております。税率改正に当たっては国民健康保険運営協議会を2回開催し、税率見直しの趣旨を説明し、ご審議をいただいております。

歳出からご説明申し上げます。

23ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費4,100万7,000円は、国民健康保険事業の運営に必要な経常的経費として人件費と物件費を計上いたしております。

25ページをお願いいたします。

項2 徴税費、目1 賦課徴収費445万4,000円は、国民健康保険税の賦課徴収事務に必要な経常的経費でございます。総務費に予算計上しました経常的経費は、一般会計から職員給与費等繰入金がございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費15億880万3,000円は、平成20年4月診療から8月診療までの保険者負担分から年間の保険者負担分を求め、この額に医療費の伸び率3%を乗じて算出したしております。

目2 退職被保険者等療養給付費は1億7,709万7,000円で、一般被保険者と同様の方法により算出したしております。一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養費及び高額療養費は、6月から9月までの数値をもとに年間の保険者負担分を算出したしております。

29ページをお願いいたします。

項4 出産育児諸費2,090万円は、出産1件につき38万円で、前年度より3万円増額になり、前年度と同数の55件を予定いたしております。

款3 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金3億5,347万2,000円は、現役世代が後期高齢者医療へ支援金として納付する額で、1人当たり負担見込み額に被保険者数を乗じて支援金を算出したしております。後期高齢者支援金の加入者1人当たりの負担額は4万3,251円でございます。

31ページをお願いいたします。

款4 前期高齢者納付金等、目1 前期高齢者納付金108万7,000円は、前期高齢者に係る保険者間の費用負担を調整するための納付金で、保険者に納付が義務づけられております。前期高齢者納付金の加入者を1人当たりの負担調整対象額133円に被保険者数を乗じて納付金を算出したしております。

款5 老人保健拠出金、目1 老人保健医療費拠出金895万8,000円は、昨年4月の後期高齢者医療開始に伴い、21年度の老人保健医療費拠出金は前々年度の精算分を支払うもので、拠出金の額は前年度より9,029万4,000円減額となっております。

款6 介護納付金は1億2,427万7,000円で、平成21年度標準給付費額及び介護予防事業費の見込み額の総額7兆638億円の30%を第

2号被保険者4,218万人が負担いたします。
21年度の第2号被保険者1人当たりの負担見込み額は5万300円でございます。21年度は介護保険料の見直しの年に当たり、第2号被保険者の介護給付費の負担割合が31%から30%に引き下げられております。本町の介護納付金は、1人当たりの負担見込み額5万300円に平成19年度2号被保険者数2,911人に伸び率を乗じて算出した21年度概算納付金1億4,587万円と前々年度の精算額を納付します。納付額は前年度より1,554万円減額となっております。

33ページをお願いします。

款7共同事業拠出金、目7高額医療費拠出金4,202万7,000円は、1件80万円以上の医療費が事業対象で、共同事業に必要な費用の見込み額113億2,790万2,000円に対して本町の分の拠出率0.00371を乗じて算出したしております。

目2保険財政共同安定化事業拠出金2億5,274万7,000円は、1件30万円以上の医療費が事業対象で、共同事業に必要な費用の見込み額505億1,902万円に医療費案分と被保険者数案分により本町の拠出率を乗じて算出したしております。

款8保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費1,225万円は、医療費適正化の総合的な推進として、保険者に40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健康診査、特定保健指導の実施が義務づけられ、内臓脂肪症候群の概念に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重篤化を予防することを目的とした特定健診に取り組む経費で、委託料が主な費用でございます。

続いて、歳入をご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

21年度の国民健康保険税は、説明の冒頭でも申し上げましたように、医療給付費分の税率を改正しております。応能部分の所得割5.3%を6%に改正し、他の税率は現行のまま据え置いております。

款1国民健康保険税、目1一般被保険者国

民健康保険税の医療給付費分現年課税分4億6,840万円は、所得割6.0%、資産割20%、均等割2万7,000円、平等割2万4,000円、賦課限度額47万円により課税しております。後期高齢者支援金分現年課税分1億1,896万1,000円は、所得割1.65%、資産割3%、均等割6,900円、平等割6,000円、賦課限度額12万円により課税いたしております。介護納付金分現年課税分4,317万2,000円は、所得割1.58%、資産割8.9%、均等割1万400円、平等割6,200円、賦課限度額10万円により課税いたしております。

11ページをお願いいたします。

目2退職被保険者等国民健康保険税は、一般被保険者と課税方法は同じであります。保険税全体では前年度より1,305万2,000円増額になっております。

13ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金5億1,991万5,000円は、療養給付費負担金3億6,538万2,000円、老人保健医療費拠出金負担金369万6,000円、介護納付金負担金4,225万4,000円、後期高齢者支援金負担金1億825万1,000円、前期高齢者納付金負担金33万2,000円の合計額で、一般被保険者に係る療養給付費の増加並びに後期高齢者支援金の増加に伴い、前年度より1,185万円増額になっております。

目2高額医療費共同事業負担金1,050万6,000円は、高額医療費共同事業の実施主体である兵庫県国保連合会に拠出する額4,202万7,000円に対する国からの負担金でございます。この事業に対する県支出金も同額でございます。

目3特定健康診査等負担金209万5,000円は、特定健康診査は健診形態、特定保健指導は実施方法により、それぞれ1人当たり助成基準単価で算出した額でございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金の普通調整交付金1億910万8,000円は、財政調整交付金7,811万7,000円、老人保健医療費拠出金財政調整交付金76万円、介護納付金財政調

整交付金844万3,000円、後期高齢者支援金財政調整交付金2,172万円、前期高齢者納付金財政調整交付金6万8,000円の合計額でございます。

款4療養給付費等交付金1億5,158万8,000円は、退職被保険者等の保険給付費に対する交付金で、療養給付費等は増額となっておりますが、退職被保険者に係る老人保健医療費拠出金相当額の減額に伴い交付金が1,606万2,000円減額となっております。

15ページをお願いいたします。

款5前期高齢者交付金5億5,483万5,000円は、保険者間の前期高齢者65から74歳の偏在による負担の不均衡を調整するため、各保険者がその加入者に応じて負担する費用負担の調整が行われ、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。交付金の額は、平成21年度における前期高齢者給付費額、前期高齢者加入率、1人平均前期高齢者給付費額、加入者調整率、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の額などの数値をもとに算出したしております。

款6県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金並びに目2特定健康診査等負担金は、国庫負担金の高額医療費共同事業負担金並びに特定健康診査等負担金と算出方法は同じでございます。

項2県補助金の普通調整交付金9,352万1,000円は、国庫補助金の普通調整交付金と同様の方法により算出したしております。特別調整交付金608万6,000円は、医療費通知事業並びに住民の健康を図る事業に対する補助を予定しております。

17ページをお願いいたします。

款7共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金4,202万7,000円並びに目2保険財政共同安定化事業交付金2億5,274万7,000円は、歳出の共同事業拠出金と同額を予定いたしております。

款10繰入金、目1一般会計繰入金2億2,587万1,000円は、法定繰り入れ分1億5,225万8,000円と任意繰り入れ分7,361万

3,000円の合計額でございます。保険基盤安定繰り入れは、保険税軽減分と保険者支援分、職員給与費等繰り入れは、総務費の人件費及び物件費相当額、出産育児一時金等繰り入れは、出産育児一時金の3分の2を一般会計から繰り入れております。任意繰り入れは、国民健康保険事業の健全な運営を図るための一般会計からの財政支援でございます。

以上で平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後2時47分）

（再開 午後3時35分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第28 議案第23号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長（北川嘉明） 日程第28、議案第23号平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第23号平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成21年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を14億5,873万2,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料3億1,097万4,000円、国庫支出金2億6,584万円、支払基金交付金4億564万9,000円、県支出金2億495万5,000円、繰入金2億5,999万7,000円等であります。

歳出につきましては、総務費5,243万

7,000円、保険給付費13億3,792万8,000円、介護サービス事業費1,646万8,000円、地域支援事業費4,586万円等を計上いたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第23号平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

16ページの歳出からご説明申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費については、介護保険事務職員4名分の人件費のほか、平成21年度介護保険制度改正に伴うシステム改修費と事務経費を合わせて、一般管理費全体で3,670万7,000円計上いたしております。

18ページをお願いいたします。

項3 介護認定審査会費、目1 介護認定審査会費については、介護認定審査会の開催による委員報酬を計上し、介護認定審査会費全体で346万3,000円計上いたしております。

目2 認定調査費については、認定調査員賃金4名分と主治医意見書の作成手数料を計上し、認定調査費全体で921万4,000円計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護諸費、目1 介護サービス費については、在宅の要介護者への訪問介護、通所介護等の居宅介護サービス給付費として4億8,187万5,000円、施設介護サービス給付費では介護老人福祉施設及び介護老人保健施設並びに介護療養型医療施設分として5億5,984万9,000円、認知症対応型の通所介護及び共同生活介護などの地域密着型介護サービス給付費として9,572万4,000円計上し、介護サービス費全体で11億9,014万3,000円計上いたしております。

目2 予防サービス費については、在宅の要

支援と認定された方への訪問介護、通所介護等の介護予防サービス給付費として8,369万9,000円、地域密着型介護予防サービス費として307万6,000円計上し、予防サービス費全体で1億24万2,000円計上いたしております。

22ページをお願いいたします。

款3 介護サービス事業費、項1 介護サービス事業費、目1 介護サービス事業費については、要支援と認定された方のケアプランを管理する職員1名分の人件費のほか、ケアプラン原案の作成委託料を計上し、介護サービス事業費全体で1,646万8,000円計上しております。

24ページをお願いします。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費については、要支援または要介護となるおそれのある方を発見することを目的とした生活機能評価事業の委託料と、その方々を対象とした介護予防事業の委託料を計上し、介護予防事業全体で1,489万9,000円計上しております。

項2 包括的支援事業費、目1 包括的支援事業費については、地域包括支援センター職員4名分の人件費のほか、成年後見制度精神鑑定委託料、総合相談窓口業務委託料、安心見守りコール事業委託料を計上し、包括的支援事業費全体で3,096万1,000円計上いたしております。

財政安定化基金拠出金については県より通知があり、第4期介護保険事業計画期間中の財政安定化基金拠出金を求めないとされたため予算計上いたしておりません。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 介護保険料については、現年度分として特別徴収対象者5,692名分2億8,891万6,000円、普通徴収対象者580名分2,175万8,000円、介護保険料全体で3億1,097万4,000円計上しております。

款2 介護サービス事業収入、項1 介護サー

ビス事業収入、目1介護サービス事業収入については、兵庫県国民健康保険団体連合会から介護予防サービスプラン作成報酬として1,002万3,000円計上いたしております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、保険給付費総額に定率の負担割合を乗じて2億3,682万4,000円計上しております。

項2国庫補助金、目1調整交付金についても同様に補助割合を乗じて1,511万7,000円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

目2地域支援事業交付金については、介護保険事業計画における保険給付総額の推計額から審査支払手数料を除いた額に3.0%を上限として定率の負担割合を乗じて1,389万9,000円計上しております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、保険給付費総額に定率の負担割合を乗じて4億137万7,000円計上しております。

目2地域支援事業交付金については、歳出の款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費から介護予防事業個人負担金を除いた額に定率の負担割合を乗じて427万2,000円計上しております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金については、保険給付費総額に定率の負担割合を乗じて1億9,800万1,000円計上しております。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金については、介護保険事業計画における保険給付総額の推計額から審査支払手数料を除いた額に3.0%を上限として定率の負担割合を乗じて694万9,000円計上しております。

12ページをお願いします。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、保険給付事業繰入金として保険給付費、介護予防事業費及び包括的支援事業費の繰り入れとして1億7,931万1,000円、職員給与及び事務費等の繰り入れとして5,699万円、合計2億3,630万

1,000円、介護サービス事業繰入金として644万5,000円計上し、合わせて2億4,274万6,000円計上しております。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金については、第4期介護保険事業計画の策定において期間中の介護保険料の上昇を抑制するため、過年度に基金へ積み立てた保険料のうち3カ年分として5,455万4,000円を取り崩し、介護サービス費の財源として繰り入れることとしましたので、初年度分として1,208万8,000円計上しております。

目2介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金については、平成21年度から予定されている介護報酬改定などに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための財政措置として介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されます。この交付金を基金として積み立て、第4期介護保険事業計画期間中の3カ年において介護サービス費の財源として繰り入れることとされていますので、初年度分として保険料軽減分と周知事務経費を合わせて516万3,000円計上いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第29 議案第24号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算

○議長（北川嘉明） 日程第29、議案第24号平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第24号平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算について説明を申し上げます。

平成21年度老人保健特別会計の歳入歳出予

算の総額を525万8,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、支払基金交付金122万9,000円、繰入金136万1,000円、諸収入200万1,000円等であります。

歳出につきましては、総務費21万6,000円、医療諸費404万2,000円等を計上いたしております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第24号平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、老人保健事業の過誤請求等に対応するための物件費で、21万6,000円を計上しております。第三者求償事務取扱手数料10万5,000円は、歳入の第三者納付金200万円に対する手数料で、損害賠償額の5%相当額と消費税でございます。

款2 医療諸費、項1 医療諸費、目1 医療給付費は300万円計上しております。これは平成21年4月以降に生じる過誤請求分を見込んでおります。

款2 医療諸費、項1 医療諸費、目2 医療費支給費は100万円を計上しております。これも平成21年4月以降に生じる過誤請求分を見込んでおります。

款2 医療諸費、項1 医療諸費、目3 審査支払手数料は4万2,000円を計上しております。これも平成21年4月以降に生じる過誤請求分を見込んでおります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款1 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 医療費交付金は120万円を計上しております。これは歳出の医療給付費、医療費

支給費のそれぞれの額に補助率を乗じて算出しております。

款1 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目2 審査支払手数料交付金は、支払基金分1万7,000円と国保連合会分1万2,000円を合わせて2万9,000円計上いたしております。

款2 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 医療費負担金は53万3,000円を計上しております。これも歳出の医療給付費、医療費支給費のそれぞれの額に補助率を乗じて算出しております。

款3 県支出金、項1 県負担金、目1 医療費負担金は13万3,000円計上しております。これも歳出の医療給付費、医療費支給費のそれぞれの額に補助率を乗じて算出しております。

8ページをお願いいたします。

款4 繰入金、項1 繰入金、目1 一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整のため136万1,000円計上しております。

款6 諸収入、項2 雑入、目1 第三者納付金は200万円計上しております。これは交通事故などによる医療費の損害賠償額として収入する見込みでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第30 議案第25号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（北川嘉明） 日程第30、議案第25号平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第25号平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算に

ついて説明を申し上げます。

平成21年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を2億4,498万4,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料1億8,967万円、繰入金5,121万1,000円等であります。

歳出につきましては、総務費1,079万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,368万9,000円等を計上いたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第25号平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

10ページの歳出からお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、後期高齢者医療事務職員1名分の人件費と事務経費で、合わせて921万2,000円を計上いたしております。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費は、保険料決定通知書等の印刷製本費や郵送料など、賦課徴収を行うための費用として158万3,000円計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は2億3,368万9,000円を計上いたしております。後期高齢者医療広域連合保険料納付金は、歳入で計上している後期高齢者医療保険料を広域連合に納めるための費用で、1億8,967万円を計上しております。また、過年度分の後期高齢者医療広域連合保険料納付金として400万円を計上いたしております。兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用で、

1,105万2,000円を計上いたしております。保険基盤安定繰入金納付金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんするための費用で、2,896万7,000円を計上いたしております。

6ページの歳入をお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、特別徴収分の1億3,241万9,000円、普通徴収分5,675万1,000円、滞納繰越分50万円、全体で1億8,967万円を計上いたしております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、後期高齢者医療保険料の督促手数料として1,000円計上いたしております。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金、合わせて5,121万1,000円計上しています。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、過年度の保険料納付金として400万円を計上いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第31 議案第26号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（北川嘉明） 日程第31、議案第26号平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第26号平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成21年度墓園事業特別会計の歳入歳出予

算の総額を1,297万6,000円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料1,297万4,000円等であります。

また、歳出につきましては、墓園事業費1,297万6,000円を計上いたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第26号平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算についての詳細説明を申し上げます。

8ページの歳出からお願いいたします。

款1の墓園事業費でございますが、目1の一般管理費につきましては、募集などによる経費として29万5,000円、一般会計への繰入金として406万5,000円を計上し、本年度は436万円の計上でございます。

目2墓園管理費は、墓園の維持管理に係る費用でございます。節13の委託料につきましては、清掃管理業務委託についてはシルバー人材センターに予定しております。植樹の管理業務委託でございますが、薬剤防除、生け垣の剪定等でございます。車どめの開閉業務委託については、地元自治会を予定いたしております。委託料としましては597万2,000円の計上でございます。

次に、6ページの歳入をお願いいたします。

款1使用料及び手数料でございますが、項1使用料の目1墓園使用料につきましては、町外募集を含め11基分の予算化としまして703万8,000円計上いたしております。

項2手数料の目1墓園手数料につきましては、868基分として593万6,000円を計上いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わ

りました。

~~~~~

日程第32 議案第27号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

○議長（北川嘉明） 日程第32、議案第27号平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第27号平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成21年度における下水道事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額は17億6,083万7,000円であり、前年度対比15.7%の増となっております。

歳入の主な内容としましては、分担金及び負担金1,900万円、使用料及び手数料4億5,899万9,000円、繰入金8億2,573万7,000円、町債4億5,220万円等であります。

歳出につきましては、下水道費4億8,835万8,000円、公債費12億7,247万9,000円を計上いたしております。

次に、債務負担行為として、水洗便所改造資金融資制度における金融機関の損失補償を設定いたしております。その他、地方債を4事業設定しております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第27号平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

12ページの歳出からお願いいたします。

節13委託料につきましては、年4回実施し

まず下水道水質検査委託、雨水幹線等の土砂浚渫作業委託、供用開始後の10年以上を経過する区域の下水道管洗浄委託、15カ所のマンホールポンプ点検委託、ポンプ稼働用発電機の保守点検、そして下水道管路の劣化状況把握等の調査委託を合わせまして813万1,000円を計上いたしております。節14使用料及び賃借料では、下水道使用料改定に伴う料金システム修正費及び停電のため停止したマンホールポンプを稼働するための発電機借料として122万2,000円を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金では、終末処理を行う揖保川浄化センターへの揖保川流域下水道維持管理負担金2億4,000万円と、水道事業と費用を案分しております下水道使用料徴収事務負担金2,323万7,000円が主なものでありまして、総額2億6,449万9,000円計上いたしております。

続きまして、目2公共下水道事業費をお願いいたします。目2公共下水道事業費、節13委託料につきましては、下水道管布設工事に伴う家屋事前調査委託、前年度施工の下水道管、マンホール取り付け管、公共ますの移動を地図データに反映させる下水道情報化システム作成委託、雨水事業の国庫補助対象となる費用対効果指数を算定するための事業再評価業務委託、雨水事業の都市計画変更のための資料作成業務委託、そして都市計画道路龍野線の下水道管布設工事、延長約700メートルに伴う実施設計委託を合わせまして2,422万4,000円計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

節15工事請負費は、面整備工事で公共ますが設置できなかったところのます設置工事費、揖保線及び山田地区等の下水道管布設工事費を合わせまして9,100万円を計上いたしております。

続きまして、目3合併処理浄化槽整備費をお願いいたします。目3合併処理浄化槽整備費は、浄化槽と比較して下水道管布設工事が不経済や地形上施工が困難な場合に限り実施

するものであり、2基の合併処理浄化槽設置工事費及び4世帯の定期点検、清掃委託料を計上いたしております。

次に、目4流域下水道事業費をお願いいたします。揖保川流域下水道建設負担金では、硫化水素発生源対策の機械、電気設備工事、B系自家発電機の設置工事、マンホール新設工事など891万5,000円の負担金を予定いたしております。また、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の償還金につきましては、前処理場特別会計と案分しまして2,088万4,000円計上いたしております。

次に、8ページの歳入をお願いいたします。

款1分担金及び負担金、目1下水道費負担金につきましては、下水道事業受益者負担金としまして猶予取り消しに伴う受益者負担金現年度分700万円と過年度分100万円、揖保線工事費県負担金1,100万円と合わせて1,900万円を計上いたしております。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料につきましては、325万立方メートルの有収水量を想定しまして4億5,425万8,000円、下水道過年度使用料としまして450万円を予定し、合計4億5,875万8,000円計上いたしております。

款3国庫支出金、目1下水道費国庫補助金につきましては、雨水の事業再評価業務委託に係る未普及解消下水道事業補助金として390万円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

款4繰入金につきましては、8億2,573万7,000円計上しております。前年度比313万3,000円減となっております。

款7町債につきましては、公共下水道事業債7,630万円、流域下水道事業債890万円、下水道高資本費対策借換債1億1,700万円、資本費平準化債2億5,000万円、合わせまして合計4億5,220万円の地方債を予定しております。対前年比は1億8,710万円の増となっております。

最後に、4ページの地方債でございます

が、町債と同様の限度額を設定いたしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第33 議案第28号 平成21年度
兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

○議長（北川嘉明） 日程第33、議案第28号平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第28号平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成21年度における前処理場事業特別会計の歳入歳出予算総額は1億2,689万5,000円であり、前年度対比6.1%の増であります。

歳入の主な内容としましては、使用料及び手数料1,267万2,000円、繰入金1億782万1,000円、町債640万円等であります。

歳出につきましては、前処理場費1億348万4,000円、公債費2,341万1,000円を計上いたしております。

また、地方債を2事業設定いたしております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第28号平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

最初に、10ページの歳出からお願いをいた

します。

節13委託料につきましては、前処理場運転管理業務委託、皮革汚水流入管渠洗浄作業委託、年4回の水質分析委託等を合わせまして5,734万2,000円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

節18備品購入費につきましては、2階中央制御室のエアコンの室内機は従来からの硫化水素の影響を受けまして、その都度部品交換、修繕で対応しておりましたが、配管からの冷媒ガス漏れを初め硫化水素による全体的な腐食から平成20年10月に機能停止したため今回更新するものでございます。また、皮革工場3カ所の量水器が平成21年12月に計量法に規定する8年を経過することから今回更新するものでございます。合わせて213万円を計上いたしております。

節19負担金補助及び交付金につきましては、揖保川浄化センターの維持管理負担金を1立方メートル当たり129円を見込みまして、水量は6万2,000立方メートルを予定し、799万8,000円計上いたしております。

続きまして、目2流域下水道事業費をお願いいたします。揖保川流域下水道建設負担金、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の償還建設の負担金及び汚泥焼却負担金を合わせまして合計980万9,000円を計上しております。対前年比47万1,000円の増となっております。

次に、8ページの歳入をお願いいたします。

款1使用料及び手数料、目1下水道使用料につきましては、1年間で5万7,600立方メートル、月平均4,800立方メートルの水量を見込みまして、1立方メートル当たりの使用料単価を20年度210円から10円アップの21年度は220円で、1,267万2,000円を計上いたしております。

款5町債につきましては、揖保川流域下水道事業の建設負担としまして90万円、下水道高資本費対策借換債としまして550万円、合わせて640万円の起債を予定しております。

次に、4ページでございますが、第2表地方債では町債と同様の限度額を設定いたしております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしく願います。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第34 議案第29号 平成21年度  
兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（北川嘉明） 日程第34、議案第29号平成21年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第29号平成21年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

平成21年度の水道企業会計におきます第3条予算の営業収益は5億6,574万5,000円を見込み、収益的収入としては5億7,256万8,000円としております。

一方、事業費用においては、動力費、受水費、支払い利息、人件費、減価償却費、資産減耗費が全体の78%を占めております。収益的支出の見込み額は5億4,981万7,000円であり、事業収益に対する決算見込み額は2,275万1,000円が当年度純利益になると予測しております。

次に、第4条予算の資本的支出につきましては、配水施設改良費9,718万6,000円、固定資産購入費920万円、企業債償還金3,303万2,000円であり、支出総額1億3,941万8,000円を予定いたしております。その財源として、資本的収入において、工事負担金1,100万円と補助金860万円を予定いたしております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し

て不足する額1億1,981万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第29号平成21年度兵庫県太子町水道事業会計予算の詳細説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

第2条業務の予定量でございますが、1、給水件数については、前年、前々年実績をもとに見込み、全体で1万2,967戸を予定しております。年間総給水量については、低迷する経済情勢と過去の給水実績から推定し、前年度対比19万2,000トン減の509万トンを見込んでおります。

主要な建設改良事業といたしましては、損保線の整備に伴い沖代地内配水管移設工事、立岡山北配水池ほか実施設計を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額、第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、16ページ以降の参考資料のほうで説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。4ページの下欄は平成21年度の資金計画で、年度中の受け入れ、支払いの現金収支予定を表示いたしております。翌年度への繰越額は4億3,148万円を見込んでおります。

5ページから9ページまでにつきましては給与費の明細書でございますが、一般会計に準拠したもので、職員8名の人件費の支給方法でございます。

10ページ、11ページは、平成20年度の水道事業予定貸借対照表でございます。

12ページ、13ページは、平成20年度の水道事業予定損益計算書でございます。決算見込みといたしましては310万1,000円の利益を見込んでおります。

次に、14ページ、15ページでは、平成21年度予算を完全消化した場合の予定貸借対照表でございます。

続きまして、参考資料に入らせていただきます。

16ページをお願いいたします。

収益的収入の部ですが、主なものを説明申し上げます。収益の大宗をなす目1給水収益、節1水道使用料は前年の実績、経済情勢等を勘案し5億2,050万6,000円を見込み、有収水量では444万5,000トンを見込んでおります。

目3その他営業収益、節3他会計負担金は、消火栓維持管理負担金として300万円、下水道使用料徴収事務費として2,321万3,000円の合計2,621万3,000円でございます。節4加入金につきましては、新規の申込件数を13ミリ240件、20ミリ24件を見込み、1,537万2,000円を予定いたしております。

17ページをお願いいたします。17ページ、項営業外収益、目1受取利息及び配当金においては、普通預金利息と市場公募公債配当金として681万1,000円を見込んでおります。

次に、18ページの収益的支出でございます。目1原浄水費は、浄水場、水源地関係の維持管理に要する経費でございます。節7光熱水費では、老原浄水場等の下水道使用料1,059万8,000円を計上しており、節9委託料としましては、水源地施設の休日及び夜間の運転管理業務の委託経費、水質検査については、一般検査9項目、指標菌2項目を毎月、消毒副生成物検査等11項目は年3回、クリプトスポリジウム検査は年4回、全項目検査としては、原水40項目、供給水51項目を年に1回、農薬は102項目を年1回、検査実施の委託経費、電気計装設備機器保守管理委託として各水源地、配水池の電気計装設備の維持補修に関する点検業務等を合わせて1,483万3,000円計上いたしております。節11修繕料については、沖代、吉福水源地取水ポンプ取りかえ、吉福送水ポンプ修理等を予定いたしております。節13動力費は、浄水場、各水源

地、中継ポンプ場の電気代で、4,560万円の計上となっております。節16受水費でございますが、兵庫県企業庁から1日最大2,000トン、年間51万1,000トンを受水し、経費としまして8,764万2,000円を計上いたしております。

次に、目2配水費ですが、この科目は配水管等配水施設の維持管理に関する経費でございます。節3委託料では、水道施設管理データ更新業務委託経費等266万2,000円、節5修繕料として、分水栓、配水管の修理、消火栓の補修等696万9,000円、節6路面復旧費においては、水道工事跡舗装復旧工事費198万4,000円を予定し、節9調査費では漏水調査の経費を計上しております。

20ページをお願いいたします。

20ページ、目3給水費につきましては、給水サービスに要する経費でございます。節9委託料において、水道メーター検針の委託、検査満了メーターの交換経費として882万円を計上しております。

次に、21ページをお願いいたします。

目4総係費は、全体の事務的な経費を計上しております。

目5減価償却費は、規定の処理計算方法により積算しており、1億8,910万4,000円の計上となっております。

22ページをお願いいたします。

目7その他営業費用の材料売却原価では、量水器購入として検満量水器の交換用及び新規用の合計2,207個を予定しており、971万3,000円となっております。

項営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費、節1企業債利息は3,372万2,000円を予定しており、前年度対比141万2,000円の減となっております。

次に、24ページ、資本的収入、目1の工事負担金として給水工事負担金等1,100万円を予定しております。

25ページの資本的支出においては、目1配水施設改良費、節5委託料では、立岡山北配水池ほか整備計画による実施設計委託、吉福

水源地制御室耐震診断委託、節6 工事請負費については、揖保線の整備に伴い沖代地内配水管移設工事、吉福浄水場内フェンス移設工事を予定いたしております。

目2 固定資産購入費、節1 機械及び装置購入費は、吉福水源地の取水ポンプ及び配管と、ろ過剤流量計の購入を予定しております。

目1 企業債償還金については、前年度対比188万7,000円増の3,303万2,000円を予定しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

（井川芳昭議員「動議」の声あり）

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私は、この本会議の日程に同僚議員である花畑奈知子議員の辞職勧告決議案を提出したいと思っております。

以上です。

（「賛成」の声あり）

○議長（北川嘉明） ただいま井川芳昭議員から日程の追加の動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長します。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時33分）

（再開 午後5時05分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の順序を変更し、追加日程第1とし、先に審議することの動議を議題として採決します。

この採決は挙手によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

しっかり挙げてください。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、日程の順序を変更し、追加日程第1、花畑奈知子議員に対する議員辞職勧告決議を議題とします。

~~~~~

追加日程第1 決議案第1号 花畑奈知子議員に対する辞職勧告決議

○議長（北川嘉明） 追加日程第1、決議案第1号花畑奈知子議員に対する議員辞職勧告決議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって花畑奈知子議員の退場を求めます。

（花畑奈知子議員 退場）

職員に決議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 発議者を代表して井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

花畑奈知子議員は長年にわたり公職選挙法に違反する寄附行為を繰り返してきた。さらに、警察の調べを受け書類送検された。これに関して自治会長初め多数の町民に多大な迷惑をかけてきたにもかかわらず、そのことを相手に伏せるように画策してきた。これらのことを太子町議会運営委員会でそのことについて尋ねたところ、16名の議員が同じようなことをしている、平等、公平に扱ってほしいと、議員全員が同じことをしていると開き直った発言を繰り返してきた。

同議員は3期目の議員であり、振り返れば初当選以前から寄附行為を繰り返し、その間、住民の間でもそのことが話題になり問題視されてきた。我々議会議員は住民の信託を受けた代表であり、法令遵守のもと、その職責の重さの自覚と高い倫理観、高い見識を持ち、議員活動に努めなければならない、その姿が町民の代表者として認識され、議会全体の取り組みを示すことにつながる。

このたびの行為は、議員という立場、公職にある者にとって当たり前の法律を無視する

ものであり、一個人にとどまらず、町議会が築いてきた町民との信頼関係を踏みにじる行為である。

さらに、太子町議会の品位と名誉を著しく失墜させるものであり、太子町の住民の信用を疑わせるものである。このことに対する同議員の社会的、道義的責任は極めて重いものと言わざるを得ない。

さらに、同僚議員に対する誹謗中傷を繰り返し、太子町議会及び議員に対して多大な迷惑をかけてきた。例えば、がん患者に対する差別並びに人種差別発言などに代表される。

これらの行為は除名に値するが、みずから辞職することが至当である。

よって、本町議会は、花畑奈知子議員が責任を痛感され、みずから議員を辞職するよう決議するものである。

以上、決議する。

これをもって提案理由とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

この際、報告申し上げます。

花畑奈知子議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

（花畑奈知子議員 入場）

花畑奈知子議員、発言を許可します。

○花畑奈知子議員 皆さん、大変ご迷惑かけました。済いませんでした。

○議長（北川嘉明） 花畑奈知子議員の発言は終わりました。

（花畑奈知子議員 退場）

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

清原良典議員。

○清原良典議員 花畑奈知子議員に対する辞職勧告決議案に賛成の立場から討論を申し上げます。

花畑議員の長年にわたる公職選挙法違反に当たる寄附行為に対し、昨年春先より兵庫県警が捜査を開始し、後に9月ごろに検察庁へ書類送検されたと聞きます。これらはすべて町民からの情報で、特に寄附を受けた多くの自治会の現会長並びに以前の会長であり、重要な自治会の書類も証拠品として押収され、多い方では8回からの事情聴取を受けたとのことです。

多くの方に多大な迷惑をかけたにもかかわらず、自分の違反行為を隠そうと数人の自治会長には、捜査員が来ても要らんことをしゃべるなど口どめをされたとかで、あきれておられました。兵庫県警の捜査対象は過去3年に絞っていたようですが、花畑議員の寄附行為は議員就任前から始まっていたと確認できております。

これらの件についての全員協議会では、他の議員全員が同じことを行っており、証拠まで握っているから平等に扱えとの開き直り発言まで行いました。我々議員は町民の信託を受けた代表者であり、倫理観と責任を持って議員活動を行い、法の遵守に努め、人格、見識にすぐれるべき努めをなし、住民の奉仕者でなければなりません。

町民に対する迷惑など気にもかけず、また同僚議員に対しても、がんの経験を持つ議員には、がんで死にかけとるくせにしつこいとか、間違いとか、または朝鮮人のくせに一人前なこと言うな、あげくには女性議員には聞くにたえられない暴言など、目に余る人権侵害発言を何人もの方が耳にしております。

町民の信頼関係を踏みにじり、また同僚議員の関係も踏みにじり、そして他の市町からは花畑議員の言動、行動により太子町が笑い物にもされております。以前より活力のない太子町議会と言われ、改選後も町民の方の目は厳しく、昨年1月の議員の失態でさらに厳

しい視線が議会に向けられております。今回の花畑議員に対する辞職勧告決議を町民の方はこの場の議員がどうされるのか大変注目されております。もっともっと町民の意識を感じ取る必要があると思います。

今、世の中は100年に一度と言われる未曾有の経済危機を迎え、この大不況が地方経済、家庭生活にも波及する中、このようなモラルに欠けた議員に歳費を払う町民の心理を考えれば、太子町議会が花畑議員をかばう必要がどこにあるのでしょうか。逆に町民の皆様に対し背信行為にもなるのではないのでしょうか。太子町民、太子町議会の名誉、信頼回復のためにも速やかに議員辞職をすべきと考え、私の賛成討論とします。

以上です。

○議長（北川嘉明） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 賛成討論をいたします。

花畑議員は、揖龍保健衛生施設事務組合議会の報告を私たち3人の揖龍保健衛生施設事務組合議会議員が各常任委員会で報告することになっておりましたが、先の経済建設常任委員会でされた際にも事実と違う報告をされ、私も同僚議員も被害をこうむっております。

この件は昨日の太子町議会全員協議会でも議論され、当の花畑議員もご自身の発言をわびられ、今後の経済建設常任委員会でご本人の言われた内容が間違っていたので訂正していただく発言をしていただき、またその委員会の報告書の中に残していただける旨、発言をされました。

私は、揖龍保健衛生施設事務組合議会では太子町議会全員協議会が出た意見を伝えているわけであり、議員として当然の行動をとっております。国会においても潜水艦の衝突とか死刑囚のこととかで失言されたことが今問

題になっています。議員の言葉は大切であります。事実と違う報告を公的な記録に残る常任委員会の中で花畑議員はされております。このような花畑議員の発言は議員としてあるまじき行為であります。よって、本案に賛成いたします。

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから決議案第1号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（北川嘉明） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中島貞次議員、服部千秋議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（北川嘉明） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（北川嘉明） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（北川嘉明） 投票漏れはありません

か。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

中島貞次議員、服部千秋議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（北川嘉明） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11票です。

投票のうち賛成 8票、反対 3票

以上のとおり賛成が多数です。したがっ

て、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後5時22分）

（再開 午後5時24分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は2月27日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午後5時24分）